

第 5 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成16年8月25日

相模原・津久井地域合併協議会

第 5 回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

目 次

| | |
|---------|----|
| ○会議次第 | 1 |
| ○出欠席者名簿 | 2 |
| ○開 会 | 3 |
| ○会長あいさつ | 3 |
| ○議 事 | 4 |
| ○そ の 他 | 60 |
| ○閉 会 | 75 |

第5回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成16年8月25日（水）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

〈協議事項〉

- 協議第 4号 新市の名称について（継続協議）
- 協議第 13号 慣行の取扱いについて（継続協議）
- 協議第 18号 地方税の取扱いについて
- 協議第 19号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 20号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 21号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第 22号 使用料、手数料の取扱いについて
- 協議第 23号 補助金、交付金等の取扱いについて

〈報告事項〉

- 報告第 20号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2
- 報告第 21号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について
- 報告第 22号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

4 その他

- (1) 藤野町からの合併協議の申し入れに係る対応について
- (2) 地域自治組織制度について
- (3) 第6回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について
- (4) 今後の協議会開催日程について

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（４７名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、小林正明副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、
一戸法子委員、河本洋次委員、柴田正隆委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、
栄裕明委員、菊地原一朗委員、八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、
窪田雅詞委員、柳川静徳委員、齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、
宮下奉機委員、向山武委員、西川堯委員、尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、
荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、
宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、山口幸一委員、
高城正勝委員、森繁之委員、田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（２名）

小磯義範委員、落合宣明委員

○アドバイザー

吉田民雄東海大学教授、辻琢也政策研究大学院大学教授

○幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事、矢口五郎幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、大塚光展副主幹、菊地原央主査

○専門部会

宮崎泰男企画部会長、山口和夫総務部会長、大貫勲財務部会長、内藤春雄市民部会長、
馬場正行保健福祉部会長、鈴木周雄保健所部会長、梶山齊環境保全部会長、
吉田政雄建築部会長、渡邊亮生涯学習部会長、永井一雄選挙管理委員会部会長、
萩原偉史保健所部会副部会長、近藤敏男保健福祉部会部会員、鈴木一夫保健福祉部会部会員

○傍聴者

一般傍聴（５２名）、報道関係者（８名）

開会 午後1時58分

◎開 会

○田所事務局長 初めに、ご報告をさせていただきます。本日の会議でございますが、2名の方が欠席となっております。

また、津久井町の選出委員で、津久井町観光協会会長でございました久米好平委員につきましては、かねてから病氣療養中でしたが、去る8月9日にご逝去されましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、後任の委員の選任につきましては、現在調整中でございます。決定次第、改めてご紹介をさせていただきたいと存じます。

なお、相模原・津久井地域合併協議会規約によりまして、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないと規定されておりますけれども、本日の会議は、規定の定足数を満たしておりますので、成立をいたしております。併せてご報告を申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、小川会長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。



◎会長あいさつ

○小川会長 本日は、大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

只今より、第5回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

相模原・津久井地域合併協議会は、本日で第5回目を数えることとなりました。本日は、地方税の取扱いや国民健康保険事業の取扱い、さらには介護保険事業の取扱いなど、住民の皆様のご生活に密着した、大変重要な事項についてご協議をいただく予定でございます。

なお、先般、8月6日から12日にかけて、藤野町の町長と議長が相模原市並びに城山町、津久井町、相模湖町を訪問され、相模原市と津久井郡4町で合併ができるよう特段の配慮を願いたいとの申し入れがございました。この件についても後程ご説明をさせていただきます。

さて、この合併協議は、これまでの相模原・津久井地域の長い歴史の上に成り立つとも

に、将来のこの地域のあり方を左右することになる大変重要な協議であり、共同作業でもございます。忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、協議の状況をご覧いただき、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○田所事務局長 ありがとうございます。



◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会副委員長の小林一郎委員と、城山町議会市町村合併調査特別委員会委員長の菊地原一朗委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、第2回協議会からの継続協議となっております、「協議第4号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第4号 新市の名称について（継続協議）

○田所事務局長 それでは、協議会資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第4号 新市の名称について（継続協議）でございます。

新市の名称について、次のとおり協議を求めます。

平成16年8月25日、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

参考でございますが、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常でございますが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することも可能でございます。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、予め都道府県知事に協議し、条例で定める必要があるとするものでございます。

以上が、「協議第4号 新市の名称について」の説明でございますが、なお、事前にお配りしました「協議第4号 新市の名称について」の関連資料につきましては、第4回協議会におきまして副会長から、こういった資料を整理してはというようなことでのご提案をいただきましたもので、あくまで参考として皆様にご配付をさせていただきましたものでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○小川会長 只今事務局から、「協議第4号 新市の名称について」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご意見、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ、私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

なお、新市の名称につきましては、第2回協議会において提案をして以降、本日で4回目の協議となっております。これまでの協議では様々なご意見が出ておりますが、前回の協議会では、再度持ち帰って検討いただき、本日結論を出させていただくこととなっております。この点をご理解いただきまして、ご協議いただきたいと思っております。

それでは、只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

八木委員さん、どうぞ。

○八木委員 城山町の八木でございます。

これまで、当城山町の委員といたしましては、平仮名の「さがみ市」という提案をさせていただいております。また、他の市町の委員さんからは、漢字の「相模市」、或いは公募をして広く意見を集めたらどうかと、このような意見も出されてまいりました。

私どもが提案した背景は、これまでもご説明をしてまいりましたけれども、いわゆる昭和30年代から工業都市として発展、成長してまいりました相模原市さんと、それから、この神奈川県、いわゆる水瓶、水源地域として歩んでまいりました津久井地域という、この2つの都市で新しい新市を作るといふ、そういう理念からして、相模原・津久井地域に共通できる、そうした名称といふのは何だろうか、こういう観点から考えてまいったときに、「さがみ」といふ、この名称が一番相応しいのではなかろうかと、こういうふうなご提案をさせていただいたところでございます。

そして、前回のこの協議会では、そうした意見等も踏まえて、副会長である津久井町の天野町長から、相模原市さんの歴史的背景等も踏まえた資料を準備していただいて、次回の協議会のときに、そうした歴史的背景を鑑みた上で名称を議論し、収れんしていったらどうかと、こういうご提案をいただき、今日、事務局でご足労いただいて、その歴史的背景といふ関連資料をいただいた訳であります。

私達も提案をしてはまいりましたけれども、こうした関連資料等に基づいて、相模原市さんのその歴史的背景等も十分踏まえた上で議論をし、そしてこの名称等について前向きな一致を見ていきたいと、こういうふうにご考えております。

そこで、もう少しこうした相模原市さんの歴史的背景や市の変遷等について当城山町の中でも議論をし、一つの方向性といふものを出していきたいというふうにご思いますので、もう少しお時間をいただき、今回の協議については継続ということで、次回の協議会には考え方を一致させていくと、こういうことで会長のお取り計らいをいただきたいと思いますので、よろしくごお願いいたします。

○小川会長 只今ご意見ございました。

他にご意見ございませんか。

どうぞ、大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

只今城山からのご意見、要望等をお聞きした中で、相模湖町の委員として、相模原市の戦後からの歴史、文化等、先般送られました資料等を理解した中で、新市の名称は「相模原」。

また、新市の名称ばかりでなく、第13号の慣行についても関連があると踏まえております。「相模原市」の名称でよろしいではないかという形の考えを持っております。

また、相模原市さん、また他の津久井町さんの意見等を踏まえ、城山さんの意見も尊重しつつ、協議にある程度の限界があるのではないかなど、こんなふうに関心のある一人の委員として思っております。ですから、相模原市さんの民意、認識にどう影響するかを考慮して、今回で新市の名称の決着をしていきたいと、こういうふうな意見でございます。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

小嶋委員さん、どうぞ。

○小嶋（省）委員 津久井町の小嶋でございます。

それぞれご意見が出ていますけれども、新しい市になることを契機として名称を変えるということ、このこと自体を私は否定するものではございません。しかしながら、3町もそれぞれ歴史がありますし、相模原市さんにも歴史がある。こういうことを考えますと、相模原の市民の皆さんも、やはり自分が住んでいる市、或いはまた名称につきましても歴史的な背景がございますので、当然ながら、そこには愛着があるのも当然だと思います。そこで、この協議会では、市の名称にこだわることなく、大局的な見地から実質的な協議をすべきであると私は思います。

市の名称につきましても、合併後であっても変更は可能でございます。そこで、この協議会では「さがみ市」という提案がされておりますけれども、市の名称につきましても深く議論をしたということは大切にしながら、津久井町としては「相模原市」でいいだろうということでございますけれども、場合によっては、新しい市が誕生し、やがて私は政令市を目指すべきだろうというふうに思いますので、その政令を目指すべき市になったときに、改めてこの名称については深く議論をし、一部、経過の中では公募もどうかというお話もございましたけれども、そのところで公募も含めて深く議論をして、新しい名称については決めていく。とりあえず、この任意協議会では「相模原市」でいくべきだろうと、私はそういうふうに思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

どうぞ、永井委員さん。

○永井（充）委員 まちづくりのビジョンの方から出ております、相模湖町の永井と申します。

住民参加という面から考えまして、是非公募という形を、前々回からもお願いしておりました。是非今回も、この協議会の場で、公募というような形の中で決定をいただければ、ご協議いただければと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。

○柴田委員 相模原の柴田でございます。よろしくお願ひいたします。

私も、前々回から公募をすべきであるということを申し上げさせていただきました。これは、この合併協議会が民意を反映すべく機能していくものとするのであれば、やはりこのような新市のまさしくシンボリックである新市名に関して、なぜ公募をしないのかということに関して、この合併協議会は説明がつくのかどうか、甚だ疑問であるからであります。

また、前回、費用がかかる等のご意見もありましたし、相模原のここに至るまでの知名度を上げる努力等のこともございましたが、それぞれの町にも通ずることであると思います。ですので、公募を是非実施していただきたいということと、性急な新市の決定に関しましてはご一考いただきたいということです。

また、新市の名称につきまして決定される場合につきましては、是非拍手承認ではなく、採決をとっていただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

どうぞ、山口委員さんですか。

○山口委員 3町の山口でございます。

私も、この新市の名称につきましては、この合併について住民意識の高揚、また関心を深めるためにも、公募をとっていただければと思っております。その中で一番多いのが「相模原市」であれば、それはもちろん構わないと思いますし、そういったことで、住民参加ができる、是非公募をとっていただければと思っております。意見でございます。

○小川会長 他にございませんか。

ちょっと待ってください。委員さんの方からどうでしょうか。

では、どうぞ。

○小林副会長 最後で結構ですので。

○小川会長 いやいや、最後になるかどうか。

○小林副会長 最後になるかどうかわかりませんが・・・

○小川会長 ございますか。

では、山岸委員さん、お願いいたします。

○山岸委員 それでは、各町の皆さんのご意見を伺っても「相模原市」ということで、できることなら今日決めて欲しいというのが大体大勢のように私は理解しているんですが、しかし、城山町さんの八木さんの提案も、やはりもう少し時間をかけて検討させてほしいと、こういうことであるとすれば、次回、9月21日まで先送りしてもよろしいのではないかなというように私は思います。

そうした中で、公募の意見も出ているようですが、公募してもなかなか難しさもあるというように思いますし、大勢が「相模原市」という方向のように思いますので、最終決定は次回の9月21日とするといたしましても、やはり城山町さんの事情もひとつ酌んで、もう一度延期をして、そして21日に最終決定をする、そういう方向をとったらいかがなものかなと、こんなふうに思います。

○小川会長 他にございませんか。

それでは、柴田委員。

○柴田委員 度々申し訳ありません、相模原の柴田です。

大勢が「相模原市」であるということは、私は、実際、今のこの時点で感じておりません。先程も申し上げましたが、次回ということであれば、確実に、採決の際には、拍手承認ではなくて、採決をとっていただきたいということと、本当にこういうふうな進め方で私達のこの合併協議会が民意を反映し切ったと言えるのかどうかということは、是非委員の皆さんにご一考いただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。石川委員さんですか。

○石川委員 相模湖町の石川でございます。

次回にもう一度検討し直そうという提案、これも結構だというふうに思います。私、既に3回、4回とされてきている中で、観念的な考え方ではなくて、十分価値分析をやるべきではないかと。やはり「相模原市」であったらどういう価値観があるのか、或いは新しい市の名称になったらどういう価値観があるのか。新しい市にするのであるならば、それなりの価

値分析をやった上で、そのバックグラウンドとしては、新市に変わるというバックグラウンドの中には、それなりの費用がかかるということもお聞きしております。従って、継続することは結構ですけれども、継続するなりに、それだけの価値分析を十分やった上でのご提案をいただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

最後になるかどうか・・・。どうぞ。

○小林副会長 では、会長から時間をいただきましたので、若干発言させていただければと思いますが、この新市の名称については、基本的に、城山町の委員さんは、決して「城山町」という名称にこだわっていないことはご理解されていると思いますね。

そういう中で、資料の8ページのところに、考え方とか、(4)のところにありますけれども、「『相模』を名乗る権利は有していると考えられる」と。しかし、中心は云々という中で、「相模川中・上流域で相模を独占してしまう是非は考慮する必要があるものと思われる」と、こういうふうに書いてありますけれども、ある意味では、独占しているんだというところ、他の団体から、自治体からの批判がなければ、独占しても構わないというふうにも読める訳ですね。

そういった意味で、一つは「さがみ市」というのが城山の委員さんから提案が上がっていると思いますが、そういう中で、たまたま今日拝見いたしますと、若いJCの皆さんの熱意ある発言の中に、はっきり言って、公募。単にこれは公募という意味ではないと思うんですね、手段としての。住民の皆さんの関心、或いは住民の参加をどう得ていくのか、ここにポイントを置いた提案だというふうに私も考えております。そういう意味では、やはり今後、「さがみ市」と「相模原市」というものを2つの論点にして、これは、公募という方法をやらなければ、住民の関心というのが今一どうなのかなというところがあると思います。

というのは、実は、城山町で8月7、8、土日と、町民の皆さんに対して第4回までの任意協議会の報告の説明会をやりました。4回以上、小学校区単位ではやりましたけれども、延べ人数、210名ぐらいの参加でした。これを関心が低い、高いというふうに、どう見るかはいろいろ分析の仕方はあると思いますけれども、そういう中で、これは、先程大勢が「相模原市」、或いは大勢が「相模原市」という発言もありましたけれども、この任意協議会の委員の中では仮にそうであっても、市民、或いは町民の皆さんがどう判断されているのか、ここがポイントだろうと思うんですね。任意協議会の委員の皆さんは、それぞれの団体

から選出されておられておりますし、私も町長になった関係で副会長という要職を引き受けているわけですね。そういう中で、城山町は、あくまでも、この合併の判断については、十分に町民の皆さんに判断材料を提供した上で住民投票を実施すると、こういうことをもう明言しています。

そういう中で、町民の皆さんの関心を今から高めていかなければいけない立場でもありませんし、そういった意味では、住民の関心、市民、町民ですね。この委員の皆さんの、勿論、ここでの審議の場としては、合併特例法の中での位置付けである。これは間違いない事実ですけれども、やはりはっきり言って、真鶴町の教訓もしなければいけないと思います。やはり合併の、あるいは法定協議会までやっていたけれども、そういう中で町民の皆さんの関心がやはり乖離していたと、法定協議会の委員の皆さん、或いは行政の動きとですね。そういうことはやはり避けていく、そういう努力をしていきたいなという気持ちも込めて、これは、やはり公募という形態をとる方法も、再度議論する価値が十二分にあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

ここで、無いようでしたら、いかがでしょう。アドバイザーの先生方、もしできたらご発言いただけますか、どちらか。いかがですか。

どうぞ、吉田先生。

○吉田アドバイザー 市名につきましては、以前、私、既に「相模原市」でよろしいのではないのでしょうかというアドバイスをしている訳ですが、その理由は、今お話のように、これからまちづくり、都市の発展を考えていくという場合、やはりその都市を作ってきた人達の努力と申しますか、或いはそういう歴史というようなものを尊重していくという、そういうつながりを重視するということが基本的には大事なことであろうということから、相模原市というふうなお話をした訳ですね。

それとともに、もう一つは、前回の会議ですと、城山町、相模湖町、それから津久井町、それぞれの町の町名は残るといふ方向でいきたいと思いますというふうな合意がなされる方向にあったと思いますが、新市、新しい名前をつけるということになりますと、「相模原市」という、何よりもこれまで60万人が支えてきた一つのシンボルが姿を消してしまうという面も同時にある訳ですね。

それと、もう一つ申し上げたいのは、公募が望ましいのではないかなというふうなお話です

ね。それは、市民の参加、或いは関心をできるだけ高める上で必要だというお話なんです、私はちょっと違う捉え方をしています、この1市3町に住んでいる方々は、かなり高いインテリジェンスを持った人たちが生活の場として活躍していらっしゃる、そういうところであろうと思っていて、そういう面でいえば、合併への関心を公募によって高めようというようなことが恐らく望ましい方向なのかなといえますと、むしろ、市民の立場、あるいは市民の知的な水準というようなものを少し軽視していらっしゃるのではないのかなという感じも、ちょっと言い過ぎになっているかもしれませんが、私はしまして、そういう面でいえば、市民の関心とか参加を高めるというのは、いろいろな方法がある訳ですね。また、いろいろな形でやってきている訳です、それを、要するに、市名ということだけにとらわれて考える必要もないのではないのかなという感じを私自身は持っております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

辻先生、何かございましたら。

○辻アドバイザー 今、吉田先生からも話がありましたが、これも以前から私も申し上げていますが、多分、旧町名も含めて、なるべく全町名は残していくという考え方と、全く新しくするというのを仮に住民の人にアンケートをとったら、多分、旧町名を新市はなるべく生かしていこうという方が多数を占めるのではないかと私自身は思います。ただ、これは私の推測ですから、完全に何か実証した訳ではありませんので、思い込みですので、もしかすると間違っているところがあるかもしれませんが、私の実感でいうと、多分、多くの相模原市民も、それから津久井郡の方々も、旧町名や旧市名に愛着を持っている方の方が多いのではないかなという感じがするというのが1つですね。

それから、公募の問題なんです、現実問題で公募をする場合には、やはり比較的規模の同じような団体が合併する場合にはとられることがあります。それから、とっても、ここが問題なんです、多くの場合は、公募して、それからアンケートで多数投票しても、その結果を単純に反映させる形では決めていないんですよ。それは、やはり一度公募をやって、候補者を出して、その候補の中で委員会が選定して決めるということなんです。従って、確かに公募しますけれども、公募の中でノミネートされて出てくる名称は、殆ど予め想定されるのと同じものが出てきて、それでは単純に投票、まさに住民投票のように多数決で決めるべきものかという、やはりそれはちょっとなじまないところがあるということを考えますと、実質的には、公募の手続をとってもとらなくても、議論の内容は余り変わらないのでは

ないかというふうに思います。

ただ、いろいろな考え方がありますので、少なくとも、今日いろいろ意見が出ていますので、次回までに少なくとも決め方を決めるというぐらいに割り切ってやってもいいのかなという感じもしています。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

何かございませんでしょうか。

ちょっと待ってください。無いようなので、では、どうぞ。

○小林副会長 貴重なアドバイザーの先生方のアドバイス、ありがとうございます。ただ、その中で、吉田先生でしょうか、知的水準を軽視している。公募をすれば知的水準を軽視しているかのような、決してそういう本来の意味で言われたのではないと思いますけれども、事実、静岡市と清水市の合併では公募をして、これは全国に公募した例がありますので、今回のも、必ずしもそこが知的水準が低いということは言えないと思いますので、そういう具体例があります。

○小川会長 わかりました。

他にございませんか。

どうぞ。小嶋委員さん、どうぞ。

○小嶋（省）委員 今、清水市と静岡市の話が出ましたけれども、通常、そういう場合は、対等合併とか、あるいは名称を変えると新設合併ということになるんですが、編入の場合は基本的にはそうではないと思います。今まで日本全国で行われた通常のあれはそういうことで、編入合併の場合は公募というのはまずないだろうと私は記憶に思っています。

○小川会長 さて、いかがでしょうかね。收拾をどのようにいたしますかですが。

では、ちょっと天野副会長。

○天野副会長 私、前回に、「相模原市」という非常に歴史をもって築いてきたこの市の名称を、やはり相模原市の市民の皆さん、また我々3町も、委員としても歴史的な背景をよく考えて、本当に築いてきた「相模原」という名称をどうするかということ。それを皆さんで考えましょうということで、私、ここへ座っていて、ちょうど真ん中ぐらいの年齢かなと思いますけれども、やはり相模原市というこの一大都市が出現をしてから、中核の社会的に背負っている方と、それから昭和30年代から、相模原町から新しい相模原市をつくってきた世代の方々と、或いはそれ以前の世代の方々と、市の名前、地名というふうなものにはそれぞれ

れの思い入れがあると思います。

ですから、私は、公募にしろ、いろいろご意見が出ていますけれども、やはり逆に、「相模原市」という名称を消すことが、消していくというふうなことが、我々は新しい歴史をつくらうとする作業ですから、本当にその中に必要なのかどうなのか。もしかしたら、先程どなたかがおっしゃっていましたが、その次の機会にもう一度という機会は持てないのかという話も出ておりましたけれども、山岸委員の方から、もう1回、みんなで十分に検討してみたらどうかというご意見も出ておりますので、是非これは、地名というのは、私も今日、資料を見つけてきたものを事務局にも提案していますけれども、非常にある大きな歴史の背景を持ちながら、地名というものが最終的に決まってきたということでもありますから、「相模原市」、なぜ「相模原市」ではいけないのか、そういうことも逆に根拠を持ってこの次に議論をしていただいて、できるだけこの名称について円満に結論が出せるように、もう一度ご努力をいただいたらいかがかなと、こんなふうに思います。

以上です。

○小川会長 溝口副会長さん、どうですか。

○溝口副会長 確かに、いろいろなご意見があって当たり前だと思います。また、無い方がおかしいと思います。また、それぞれ一理あるご意見であろうというふうに思っております。住民の声というのも大事にしないといけない。また、せっかく、こういう何十年に一遍の合併であるからこそ、そういう意見が出てくるのであろうというふうに思っております。

しかし、やはり合併するには期限と到達点というのがあります。やはりそこに到達するためには、皆さんのご意見を集約していかなければいけないと思います。そのためには、出た意見をやはり尊重し、次回、しっかりした結論を出すということであろうというふうに思っております。

○小川会長 特に、他に、皆さん、ございませんでしょうか。

ただいま、「協議第4号 新市の名称について」ご意見をいただいてまいった訳でございますが、また既に4回の協議となっておりますことから、できれば本日決定をしたいところではございますが、継続協議とさせていただきたいという意見もございますので、本日のところはもう一度継続協議とさせていただき、委員の皆さんには新市の名称のあり方について今一度お持ち帰り、よくご検討いただいて、次回の第6回協議会で結論を出させていただくということをお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議ないと認めます。左様決しました。

それでは、「協議第4号 新市の名称について」は、引き続き継続協議とさせていただきます。

次に、「協議第13号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいただきます。

事務局長。

□協議第13号 慣行の取扱いについて（継続協議）

○田所事務局長 「協議第13号 慣行の取扱いについて（継続協議）」でございます。これにつきましても、実は、今議題となっております新市の名称と非常に関連が深い内容でございます。説明のみさせていただきたいというふうに考えてございます。前日も、そのようなことから、この慣行の取扱いにつきましても継続協議というような扱いをされてございますので、今回については説明のみさせていただきます。

慣行の取扱いについて（継続協議）。

資料の方、3ページでございます。

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

相模原・津久井地域合併協議会会長。

1、市章は、相模原市のものに統合するものとする。

2といたしまして、市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。

3といたしまして、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

以上が協議の内容でございます。

次に、4ページ以降に、慣行の現況比較ということで、市章等、或いは5ページには市、町民憲章、それからそれ以外の憲章、宣言等、それから6ページに市の相模原市民の歌、城山町民の歌がございます。それから7ページにつきましては先進事例等の紹介でございます。

以上、説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第13号 慣行の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

なお、協議第13号につきましては、先程協議第4号で提案いたしました新市の名称についてと関連した部分がございます。前回も左様でございましたが、従いまして、「新市の名称について」が継続協議となっておりますことから、協議第13号につきましても継続協議とさせていただきます。よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 左様決しさせていただきました。

次に、「協議第18号 地方税の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第18号 地方税の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、協議会資料の8ページをお開きください。こちらの縦長のもの
でございます。

「協議第18号 地方税の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統一する。

2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。

法人税割の税率については、相模原市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統一する。

4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統一する。

5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

6 都市計画税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統一することといたしております。

次に、調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

協議事項に関連する事項につきまして、ご説明をさせていただきます。

表の右側の欄に別冊1の該当ページを記載しておりますので、ご活用いただければと存じます。

番号1の個人の市・県民税の取扱いですが、調整方針は、表に記載のとおり、普通徴収の納期については、合併時に相模原市の納期に統一する。均等割の非課税基準については、合併時に相模原市の基準に統一することといたしております。

ここで、均等割の非課税基準につきましてご説明いたします。

均等割の非課税基準につきましては、生活保護の基準における地域の級地区分を勘案して定めることとされておりますが、相模原市の級地区分は1、城山町の級地区分は2、津久井町と相模湖町の級地区分は3であるため、1市3町で非課税基準に相違がございます。合併後の級地区分は相模原市に統一されることから、調整方針といたしましては、均等割の非課税基準につきましても、相模原市の基準に統一するものでございます。

次に、9ページをご覧くださいと存じます。

番号3の固定資産税の取扱い及び番号6の都市計画税の取扱いのうち、市街化区域農地の課税についてでございます。

市街化区域農地の課税につきましては、相模原市は三大都市圏の特定市であるため宅地並課税でございますが、城山町は農地に準じた課税となっております。合併により城山町の市街化区域農地は宅地並課税の対象となりますが、合併特例法によりまして、5年間は宅地並課税が適用されないこととされております。

番号7の市たばこ税の取扱いでございますが、1市3町で相違がないため、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

続きまして、10ページの地方税の現況比較によりまして補足説明をさせていただきます。

まず、個人市町民税でございますが、均等割の税率につきましては3,000円、所得割の税率につきましては、所得金額に応じまして3%、8%、10%の3段階で、1市3町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

普通徴収の納期につきましては、1市3町とも6月、8月、10月、翌年の1月ですが、各期別の始4期につきまして若干の相違がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統一するものでございます。

次に、法人市町民税についてご説明申し上げます。

まず、(1)の均等割の税率につきましては、資本金等に応じて5万円から300万円ま

での9段階で、1市3町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

(2)の法人税割の税率につきましては、相模原市では、資本金等が5億円未満の法人については12.3%、5億円以上の法人については13.5%、10億円以上の法人については14.7%となっております。城山町では、資本金等が2億円未満の法人については12.3%、2億円以上の法人については13.5%、5億円以上の法人については14.7%となっており、津久井町と相模湖町では12.3%となっております。税率に相違がございますので、調整方針といたしましては、相模原市の制度に統一することといたしますが、城山町、津久井町、相模湖町に所在する法人につきましては、合併年度に限って、合併前の税率を適用する不均一課税を実施するものでございます。

なお、不均一課税の実施期間を合併年度といたしましたのは、合併によりまして均等割と法人税割の合計額が減額となる法人が、増額となる法人よりも圧倒的に多いことから、通年にわたり不均一課税を行う必要がないと判断したためでございます。

次に、固定資産税でございますが、税率につきましては1.4%で、1市3町で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。

納期につきましては、相模原市では5月、7月、9月、12月、城山町、津久井町、相模湖町では5月、7月、12月、翌年2月で、市町で相違がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統一するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

1段目の軽自動車税でございますが、(1)税率につきましては、原付、軽自動車とも1市3町で相違はございませんが、小型特殊のうち農耕作業用の税率につきましては、相模原市では1,000円、城山町、津久井町、相模湖町では1,600円で、市町で相違がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統一するものでございます。

また、納期につきましては1市3町で若干の相違がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統一するものでございます。

次に、事業所税でございますが、事業所税の課税団体は人口30万以上の都市等で、相模原市のみが課税しており、城山町、津久井町、相模湖町には制度がございません。税率につきましては、資産割が事業所床面積1平方メートル当たり600円、従業者割が従業者給与総額の0.25%で、免税点につきましては、資産割が事業所床面積1,000平方メートル以下、従業者割が従業者100人以下でございます。

調整方針といたしましては、相模原市の制度を適用することとしますが、新たに賦課する税でありますことから、城山町、津久井町、相模湖町に所在する事業所等については、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税しないこととするものでございます。

次に、都市計画税でございますが、相模原市と城山町が課税しておりまして、税率につきましては0.3%で相違がないため、現行のとおりとするものでございます。納期につきましては、固定資産税と同様に相模原市と城山町で相違がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統一するものでございます。

また、12ページに不均一課税等の採用状況に関する先進事例、それから13ページに係法令をそれぞれ掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

ご協議について、よろしく願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第18号 地方税の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

特にございませんですか。

特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第18号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第18号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局からの資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、協議会資料の14ページをお開きください。

「協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国

民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

14ページから16ページまで、32項目の事務事業がございますが、調整方針は、後程ご説明させていただく一部の事務事業を除きまして、基本的には合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

それでは、17ページをお開きいただきたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いの考え方について、ご説明いたします。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、被保険者が予め保険税を拠出して、疾病、負傷、出産、死亡など不測の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互共済制度でございます。国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、1市3町において実施されている事務事業も概ね統一されたものであります。

しかし、国民健康保険事業は、市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に応じた運用もされており、例えば、保険税率や葬祭費の給付額などは1市3町で異なる制度を設けているのが現状でございます。

このため、新市の一体性を確保しつつ、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平を図る必要があるため、合併時に3町の国民健康保険事業を相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、国民健康保険診療所管理運営事業については、当該診療所が地域保健施設の中核として、既に津久井町、相模湖町に設置されており、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進に果たす役割は多大なものであるため、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。

続きまして、事務事業の中から、合併することによって国民健康保険加入者に直接影響が及びます14の事務事業につきまして、逐次、現況比較を行いながらご説明をいたします。

18ページをご覧ください。

1の国民健康保険税でございます。保険税の計算方法は、1市3町において基本的には同じ課税方法となっており、所得割、資産割、均等割額、平等割額の4つの項目をもとに、医療分と介護分をそれぞれ算出する方式となっております。ただし、1市3町におきましてはそれぞれの税率等が異なっており、特に相違が大きいのは資産割でございます。表の上半分に記載してございます医療分においては、相模原市は固定資産税額の13.2%、城山町は35.03%、津久井町は39.0%、相模湖町は40.0%となっておりまして、相模原市

の税率が3町と比較して著しく低くなっております。介護分におきましても、資産割については、相模原市では3.5%、城山町は7.10%、津久井町は7.9%、相模湖町は7.0%となっており、これにつきましても相模原市の税率が3町と比較して著しく低い状況になっています。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしますので、3町の国民健康保険加入者は、合併によって、城山町の一部世帯階層を除き、押し並べて税負担が軽減されることになると推測しております。

この一部世帯階層の事例といたしましては、世帯主が社会保険加入で、妻が国民健康保険の単独加入者であり、所得もなく、所有資産もないケース。あるいは単独加入で非課税階層の年金生活者のケースが考えられます。

なお、納期も統一することといたします。

参考までに、相模原市がこれまでの方針に基づき来年度に税率改定を行うと仮定した場合、改定率の状況によっては、津久井町、相模湖町の一部階層区分の加入者においても、負担増となる方が生ずる可能性もございます。また、この調整方針によりまして、合併後の保険税を粗々の数値で試算いたしますと、保険税収納率を90%と見た場合、約3億9千万円程度の市としての負担の増加が見込まれております。

19ページをご覧ください。

2の各種国民健康保険組合補助金でございますが、相模原市では、神奈川県建設連合国民健康保険組合、神奈川県医師国民健康保険組合、神奈川県歯科医師国民健康保険組合、神奈川県建設業国民健康保険組合、神奈川県薬剤師国民健康保険組合、神奈川県食品衛生国民健康保険組合の6団体に対し、従事者1人当たり250円、建設連合神奈川支部国民健康保険組合に対して、これは県外の支部組織のため、従事者1人当たり125円の補助金をそれぞれ交付しているところでございます。

3町におきましては、平成15年度まで、神奈川県建設連合国民健康保険組合に対し、従事者1人当たり150円の補助金を交付してまいりましたが、城山町、津久井町では、平成16年度において補助制度の廃止を行っております。

また、相模湖町におきましても、平成16年度予算は計上されておりますが、城山町、津久井町同様、執行はされない予定と聞いております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、補助金の額等につきましては見直しを図っていくものでございます。

20ページをお開きいただきたいと存じます。

3の国民健康保険税収納率向上特別対策事業でございますが、相模原市では収納推進員による訪問徴収を行っておりますが、3町では収納推進員制度はございません。また、収納率向上のための休日臨時戸別訪問は、相模原市と津久井町、相模湖町で行っており、夜間納税相談等は1市3町が実施しております。

保険税の滞納がある世帯に発行いたします短期被保険者証の交付期間は、相模原市が6カ月、3町は6カ月及び12カ月があります。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

21ページをご覧ください。

4の国民健康保険運営協議会でございますが、委員定数や報酬額に差はございますが、1市3町とも同様な内容で組織運営がされております。

従いまして、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、22ページをお開きください。

続きまして、5の高額療養費でございますが、1市3町で異なる点は、一部負担金の支払いが困難な被保険者に対し、相模原市と城山町が高額療養費受領委任払制度を実施しており、津久井町と相模湖町は制度を設けていないこととございます。

また、3町においては、高額療養費受給対象者に対する高額療養費資金貸付制度を設けております。

3町において医師会との調整も課題がないということですので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

23ページをご覧ください。

6の出産育児一時金でございますが、給付額は、相模原市、3町とも30万円で同額でございますが、出産に伴う分娩費の支払いが困難な被保険者に対して、相模原市、城山町、相模湖町が受領委任払制度を実施しており、津久井町が貸付金制度を実施しております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、7の葬祭費でございますが、支給額に相違がございます。相模原市と城山町は8万円、津久井町と相模湖町は6万円でございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

24ページをお開きください。

続きまして、8の精神・結核医療付加金でございますが、精神又は結核の公費負担医療を受診した場合、保険者負担が70%、公費負担が25%、残りの5%が自己負担となりますが、相模原市では、その自己負担限度額を助成しております。3町にはこの制度はございません。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

9の健康診査等委託事業でございますが、相模原市では、40歳以上の被保険者を対象として実施している人間ドック助成事業を補完する、市独自の保健事業として実施しております。30歳代の被保険者を対象としております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

25ページをご覧ください。

10の人間ドック助成事業でございますが、1市3町で、対象年齢、助成額等に相違がございます。相模原市は対象年齢が40歳以上で、3町においては35歳以上としており、城山町、相模湖町は老人保健対象者を除いております。

助成額につきましては、相模原市、城山町、津久井町が2万5千円、相模湖町は1万5千円となっております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、助成額については見直しを図ることといたしますが、受給対象者の拡充を目指す中で、受診者の自己負担額についても見直しを図ろうとするものでございます。

11、被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付でございますが、保険証につきましては、相模原市はカード化を実施しておりますが、3町においては、以前から一般的に利用されている保険証を使用しております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

26ページをお開きいただきたいと思います。

12の国民健康保険診療所管理運営事業でございますが、津久井町及び相模湖町には、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置しておりますが、相模原市、城山町にはございません。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

13の財政調整基金でございますが、相模原市は設置しておりませんが、3町には設置されております。この制度につきましては、相模原市においても設けていくことが望ましいと考えております。

従いまして、調整方針といたしましては、相模原市においても基金の設置を検討し、合併時に3町の基金残高を統合することといたしております。

14の医療費通知でございますが、相模原市では市独自のシステムで作成しておりますが、3町においては神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託しております。

調整方針といたしましては、現状の相模原市方式について、通知対象者、対象医療機関における課題もございますので、相模原市においても医療費通知を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することを検討し、合併時に統合することといたしております。

次の27ページには先進事例、28ページには関係法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

このほかの事業につきましては、先程ご覧いただきました調整方針一覧のとおり、合併時に相模原市の制度に統合させていただくものでございます。

なお、個々の事業の一元化調書につきましては、別冊1のとおりでございます。ご参照いただきたいと存じます。

ご協議について、よろしく願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、ご発言願います。

どうぞ、宮下委員さんかな。

○宮下委員 津久井町の宮下ですが、2点についてご質問を行いたいと思います。

まず1点は、国民健康保険運営協議会、いわゆる国保の運営協議会ですが、調整方針のところでは合併時に相模原市の制度に統合するということですが、定数に増員はないのか。また、いわゆる地域性とか公平、公平を期した場合に、選出構成委員をどうされるのか、この辺を1点、聞きたいと思います。

次は、人間ドックの関係ですけれども、別紙の33ページによりますと、対象年齢35歳以上40歳未満は相模原市の健康診査と重複する。また、これは24ページの健康診査等委託事業で3町はやっていない訳ですけれども、従って40歳以上の被保険者となっております、対象がですね。それから、相模原の場合は非常に応募者が多数で、抽選をして落ちる人もいるということでございますが、3町では一応35歳以上となっております。人間ドックの場合は一般の健康保険と診査制度が大分違いますし、早期発見と健康保持、あるいは医療

費の高騰を事前に防ぐ点からも、この辺、35歳とならなかったのか、この辺の検討がどうされたのか、お伺いいたしたいと思います。

○小川会長 事務局ですか。どこかな。

市民部会長。

○内藤市民部会長 只今の国民健康保険にかかわるご質問で、1点目が、運営協議会の定数を含めた考え方の中において、地域的な配慮とか、そういうことがなされないだろうかというご質問でございますが、制度として相模原市の制度に統合するというところでございまして、定数や委員の選出の方法につきましては、改めて、今ご質問がありましたようなことを踏まえた中で配慮をしてみたいというふうに考えております。

それから、人間ドックの関係でございます。3町さんにおいては35歳以上、相模原市においては40歳以上を対象としているところでございますが、相模原市におきましては、その人間ドック助成事業を40歳以上としていることを補完する意味で、9番、ページでいきますと24ページの9番で健康診査等の委託事業というものを実施してございまして、35歳よりも若い30歳代の人を対象にして、自己費用が1,000円という形の中で一定の健康診査が受けられる制度を設けております。こういったことで、相模原市の制度に統合させていただくという形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○小川会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 その今の制度の差は、私、質問のときに申し上げたとおり、3町では該当はなくて、30歳代の被保険者を対象とした健康診査をやられている。その制度はよくわかっているんですけども、健康診査の診療制度と人間ドックの制度ではおのずから違いがあつて、早期発見、いわゆる医療高騰を事前に防ぐ点から考えたら違うのではないかと、そういう点から質問した訳です。

○小川会長 ありますか、説明。

市民部会長。

○内藤市民部会長 お考えは、只今のご意見、理解できるころはあると思いますけれども、相模原市において、現行の制度として、人間ドックについては、今4万数千円かかるころの補助金を、その一定額を出すという形の中で受診率を高めているという形をとっている訳でして、非常に、先程もお話がありましたように、受診希望者が多いということで、これに

対する負担も相当なものになっております。

そういう中で、40歳だけでよろしいのかという視点の、そういった考え方の中から、もう一つ、それを補完する事業として、ちょっと違うのではないかという、こういうお話もございますけれども、健康診査等の委託事業を実施しているところでございますので、今回は、部会等からの調整の中でいろいろ議論もいただきましたけれども、相模原市の制度に統合させていただくと、こういう形をとらせていただいたものでございます。

○小川会長 他にございませんか。

特に他にないようでございますので、お諮りをいたします。

協議第19号 国民健康保険事業の取扱いにつきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第19号 国民健康保険事業の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、「協議第20号 介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第20号 介護保険事業の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、協議会資料の29ページをお開きください。

「協議第20号 介護保険事業の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

調整方針一覧につきましては、後程ご説明させていただきます。

31ページをお開き願います。

最初に、介護保険事業の取扱いの考え方について、ご説明させていただきます。

介護保険事業につきましては、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度から制度化されたものでございます。40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときにサービスを利用できるものであり、市町村が保険者となって運営

する制度でございます。

なお、40歳以上65歳未満の方が介護サービスを受ける場合につきましては、法令に規定のございます15疾病の該当者が対象となっております。

次に、被保険者の種類についてでございますが、保険料の徴収方法によりまして、市町村が65歳以上の方々から徴収する第1号被保険者と、医療保険の保険料と同時に徴収する40歳以上65歳未満の第2号被保険者がございます。このうち、第1号被保険者の保険料につきましては、各市町村の介護サービスの総費用、被保険者数、後期高齢者の割合、高齢者の所得水準等をもとに算定することとなっております。現在、3町の保険料は相模原市よりも低い水準となっております。

合併後の保険料についてでございますが、法令の規定では、3年毎に事業計画を策定し、保険料を算定することとなっております。現在の保険料につきましては、平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険事業計画に基づくものでございます。

平成18年度から20年度までの第3期事業計画に基づく保険料につきましては、仮に平成18年3月に合併するとすれば、平成18年度が第3期事業計画期間の初年度となりますため、平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定して、保険料を算定し、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、合併による保険料への影響でございますが、現在の第2期介護保険事業計画をもとに試算いたしますと、算定基礎数値の構成割合からして、相模原市の水準に近いものとなることが想定され、3町の保険料の引き上げが見込まれるものでございます。

また、保険給付サービスについてでございますが、サービスの種類・内容につきましては法令により定まっておりますので、1市3町による相違はございませんが、サービスの供給体制につきましては、地域的な特性によりサービス提供業者が進出しにくい状況も見受けられます。そこで、サービスの維持・向上対策に留意する必要もあるものでございます。

なお、その他の事業につきましては、新市としての一体性の観点から、相模原市の制度に整理・統合するものとしております。

それでは次に、32ページの介護保険事業の現況比較表ですが、29ページから30ページの調整方針一覧にございます15項目の事務事業のうち、主なものといたしまして、1、介護保険料の取扱い、それから10、介護保険給付費支払準備基金積立金、それから11の介護保険事業計画につきましては、現況比較に従いましてご説明させていただきます。

まず、32ページの1の介護保険料についてでございますが、1の保険料につきましては、

基準額であります第3段階で1市3町を比較いたしますと、相模原市より年額で、城山町が1,140円低くなっております。月額にいたしますと95円です。津久井町、相模湖町が4,500円、月額では375円低い状況となっております。この理由につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、介護サービスの総費用、被保険者数、後期高齢者の割合、高齢者の所得水準等が影響しているものでございます。

次に、所得の段階設定でございますが、相模原市の6段階に対し、3町は5段階を採用しております。

なお、5段階と6段階の相違点でございますが、5段階設定につきましては、基本的な設定方式でございますが、全国的にも数多く採用されている方式でございます。一方、6段階方式でございますが、これは、5段階設定と比べて、高所得者から多くの負担を求める一方で、低所得者の負担を軽減するメリットがあり、このことは、介護保険法によりまして各市町村の判断で保険料の弾力化が認められているところでございます。

33ページをご覧ください。

2の納期でございますが、相模原市は10期、城山町及び津久井町については8期、相模湖町は9期に設定されております。

次に、3の保険料の減免でございますが、記載のとおり、相模原市と城山町は同じでございますが、津久井町と相模湖町は異なっております。保険料についての調整の具体的方針でございますが、32ページに記載のとおり、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

それでは、34ページをお開きいただきたいと思います。

2の介護給付費支払準備基金でございますが、これは、介護保険の剰余金を積み立て、保険給付費に不足を生じたときの財源とするための基金でございますが、1市3町において条例により設置しているところでございます。

このため、調整の具体的方針につきましては、基金制度は現行のまま新市に引き継ぎ、合併時に基金残高を統合するものでございます。ちなみに、平成15年度末の基金残高は、下段の(2)にお示ししたとおりでございます。

次に、35ページをご覧ください。

3の介護保険事業計画でございますが、介護保険事業の取扱いの考えの中でも触れさせていただきましたが、これは法令に規定されており、策定期間や策定内容は1市3町による相違はございませんが、保険料算定の基礎となります第3期事業運営期間が平成18年度から

20年度となっておりますので、17年度中に、相模原市におきまして3町のご意見を伺いながら、合併後を想定した介護保険事業計画を策定するものでございます。

このため、調整の具体的方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第3期事業計画については、平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定するものでございます。

なお、36ページに先進事例、それから37ページから38ページに関係法令をそれぞれ掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

大変恐縮ですが、ページをお戻りいただきまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

29ページ、調整方針の一覧につきまして、逐次ご説明をさせていただきますが、先程1の介護保険料の取扱い、それから10の介護保険給付費支払準備基金積立金、それから、30ページになりますが、11の介護保険事業計画につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

その他の事業につきまして、ご説明させていただきます。

29ページの表の2番、訪問介護サービス利用者負担助成事業、それから3番の社会福祉法人利用者負担助成事業でございますが、国の要綱に基づく補助事業でございますが、1市3町とも相違がないため、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

4の訪問入浴サービス利用者負担助成事業でございますが、これは相模原市の単独事業でございますが、現時点では相模原市の制度に統合する方向でございますが、現在、事業の継続について検討中でございます。

5の介護サービス適正実施指導事業でございますが、特別養護老人ホームへの介護相談員の派遣や介護支援専門員の支援事業等でございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、6の介護認定審査会と7の要介護認定事務でございますが、内容に基本的な相違はございませんので、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、8の介護（支援）サービス等給付事業、それから9の財政安定化基金拠出金につきましては、法令で定まっているものでございますので、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

12の被保険者資格の管理及び被保険者証の交付につきましては、内容に相違がございま

せんので、合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

13の訪問看護サービス利用者負担事業から15の訪問介護利用者負担額助成事業につきましては、3町の単独事業でございまして、利用実績が無かったり、或いは少ない状況にございますので、合併時に廃止するものでございます。

なお、個々の事務事業の一元化調書につきましては、別紙1のとおりでございます。ご参照いただきたいと存じます。

ご協議について、よろしく願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第20号 介護保険事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、高城委員さん。

○高城委員 津久井の高城です。

31ページですが、31ページの後段の方でありますけれども、最後から4行目のところあたりに記載がありますが、「介護保険事業のサービスの供給体制については、地域的な特性により、サービス提供事業者が進出しにくい状況も見受けられるので、その維持・向上対策には留意する必要がある」というふうな記載がありますけれども、これについては、特に津久井地域等が対象として上げられるのではないかというふうに思います。

そういうふうな意味において、この維持・向上対策について、細かく資料は全部見切っておりませんからわかりませんが、具体的な内容についての対策の文面なり展開がちょっと見受けられないような感じがしますし、もし何らかの方針なり考え方がありましたら、お出しをいただけたらということで、大事なところではないかというふうに思います。こういうふうなものが、特に維持・向上対策、留意ということは、そういうふうなところには公的な面で力を入れていくというふうな考え方の背景があるのではないかというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○小川会長 介護保険部会ですか。保健福祉部会、どうぞ。

○鈴木保健福祉部会部会員 只今ご質問にございました、地域的な特性によりサービス提供事業者が進出しにくい状況にあるということでございますが、今お話がございましたように、主に津久井町さんの問題でございます。津久井町さんにおかれましては、現在、社会福祉協議会と、それからJAの関係の団体さんが主にこの介護サービスの居宅サービスをやってい

らっしゃると伺ってございます。なかなか民間事業者さんの進出が思わしくないということも伺ってございます。このため、合併後におきましてもやはりこの供給体制を確保するということが大変重要でございますので、現在、社協の方におかれましても合併の協議等が進められておると聞いております。そういった観点で、社協の方との調整なども進めていかなければいけないということと、それからもう一つは、やはりできますれば民間事業者ができるだけ進出することが好ましい訳でございますので、このあたりは、今後、例えば、相模原市の場合ですと民間事業者の説明会等を毎年実施してございますので、そういったところで周知するなど、促進対策を図っていく必要があるのではないかと、そういうことで記述させていただきます。

○小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第20号 介護保険事業の取扱い」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございますので、「協議第20号 介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「協議第21号 保健衛生事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

□協議第21号 保健衛生事業の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、協議会資料の39ページをお開きください。

「協議第21号 保健衛生事業の取扱いについて」、ご説明させていただきます。

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合するものとする。ただし、一部の事務事業については地域の実情を考慮し、現行のまま存続することといたしております。

関連事業の調整方針といたしましては、39ページから46ページまでの一覧表のとおりでございます。

全部で87の事務事業がございますが、このうち合併時に相模原市の制度に統合する事業は、70事業でございます。このうち、保健所政令市事務又は中核市事務のために3町との調整を要さないものが29事務でございます。

主な業務といたしましては、医事・薬事業務、保健予防業務、環境衛生業務、食品衛生業務等でございますが、本日追加で配付いたしました「第5回合併協議会 協議事項（Aランク事業）に係る補足説明資料」に、29の具体的な事務事業名が記載されておりますので、ご参照いただければと思います。

また、速やかに相模原市の制度に統合するとしたものが、40ページの21番、生活習慣病対策事業を初め7事業、それから、段階的に相模原市の制度に統合するとしたものが、戻って恐縮ですが、39ページの2番目の市民健康づくり運動推進事業を初めとして3事業ございます。これらは、それぞれの地域の特性に配慮するために時間を要したり、関係機関との調整を必要とするものでございます。

最後に、現行のまま新市に引き継ぐことといたしました事業は、7事業でございます。主なものといたしましては、40ページをご覧くださいまして、40ページの中ほど、番号13、衛生試験所の整備事業でございます保健所衛生検査施設整備事業、それから、そのすぐ下の14番、総合保健医療センターの維持管理補修事業、それから、右側のページですが、41ページ、35番の下から2番目ですね、保健医療計画、それから、43ページになります。1枚おめくりいただきまして、43ページの番号61、下から4段目でございますが、精神障害者ホームヘルプサービス事業、それから、1枚もう一度おめくりいただきまして、もう1枚おめくりいただきまして、46ページでございますが、46ページの1段目、85番の地域医療事業、それから86番の看護職員確保対策事業のうち補助金にかかわるもの、それから87番の各種医療関係団体補助金でございます。

個々の事務事業の一元化調書につきましては、別冊1のとおりでございますので、ご参照いただければと存じます。

次に、参考資料のご説明をさせていただきます。

47ページをご覧くださいと思います。

保健衛生事業の取扱いの考え方についてでございます。

1の保健所につきましては、保健所業務について。

現在、神奈川県津久井保健福祉事務所が管轄している3町についても、合併後は新市が管轄することになります。主な保健所業務としましては、（1）のアからオまでにお示しする

事業がございます。

では、48ページをお開きいただきたいと思います。

2の保健センターにつきましては、表に1市3町の設置状況をお示ししております。

次に、3の急病診療事業につきましては、現在の急病診療のあり方と1市3町の急病診療所の設置状況をお示ししています。

次に、右側のページ、49ページをご覧くださいと思います。

49ページ、1市3町の現況比較につきまして、主なものを表にしております。

1の保健医療計画につきましては、1市3町とも既に計画が策定されておりますので、現行のまま新市に引き継ぎます。ただし、次の計画の策定までは現状の計画をそれぞれの地域計画とすることとしております。

2の基本健康診査及び、50ページから51ページにかけてございます、3のがん検診事業につきましては、集団検診か施設検診かの実施方法や、実施時期、対象者の年齢、一部負担金の金額などにおきまして1市3町で相違が見られますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要することとしております。

次に、52ページをお開きください。

52ページの中ほど、4の乳幼児健康診査事業につきましては、次のページの(3)の1歳児健康診査が3町で行われていないこと以外は、実施時期が若干異なるだけでございますので、すべて合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

続きまして、55ページをお開きください。

55ページの中ほど、5の妊産婦新生児訪問指導事業につきましても、対象者に若干の相違は見られますが、合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

次に、56ページをお開きください。

56ページ、6の結核定期健康診断・予防接種事業につきましては、乳幼児に対するツベルクリン反応検査、BCG接種の実施方法に相違が見られますが、合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

7の集団予防接種事業（ポリオ）につきましては、実施時期に若干相違が見られますが、合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

次に、57ページをご覧ください。

8の個別予防接種事業の(1)乳幼児等予防接種事業につきましては、助成金制度に1市3町の相違が見られ、(2)の高齢者インフルエンザにつきましては、実施時期及び自己負

担金免除対象者に相違が見られますが、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

それでは、58ページをお開きください。

9の健康度評価事業につきましては、(1)の生活習慣病予防及び(2)の生活機能低下予防の各事業とも、合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

59ページをご覧ください。

10の急病診療事業につきましては、3町は、現在、広域行政組合で行われております。

(1)の休日急病内科診療事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市において、そのあり方について検討することとしております。

(2)の休日急患歯科診療事業につきましては、現在、広域行政組合では行われていませんので、合併時に相模原市の制度を適用することとしております。

次に、60ページをお開きください。

60ページ、(3)の休日夜間急患調剤事業につきましては、広域行政組合では行われていませんので、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

(4)の夜間急病診療事業につきましては、診療時間及び診療場所に相違が見られることから、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市において、そのあり方について検討することとしております。

61ページをご覧ください。

(5)の病院群輪番制運営事業及び(6)の小児急病診療事業につきましては、広域行政組合では相模原市と協定を締結して実施しているため、合併時に相模原市の制度を適用することとしております。

62ページをお開きください。

(7)の外科系救急医療体制支援事業及び(8)の救急医療情報センター運営事業につきましては、現在、広域行政組合では行われておりませんので、合併時に相模原市の制度を適用することとしております。

また、63ページには先進事例を、64ページから67ページにかけましては関係法令をそれぞれ掲載いたしましたので、ご参照いただきたいと存じます。

ご協議について、よろしく願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第21号 保健衛生事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

高城委員、どうぞ。

○高城委員 津久井の高城ですが、59ページの関係ですが、若干解釈の問題ですが、相模原市と広域行政組合が並立して、休日急病医科診療事業等について記載がありますけれども、以下の大きな項目についても同じような考え方がありますが、こういう形で、具体的方針が「新市において、そのあり方を検討する」。その前の文面が「新市に引き継ぐ」ということではありますが、これでいきますと、新市に引き継ぎますと、藤野町が合併に参加するということの意味が示されているから、そのことを遠くに考えていけば課題としては解決するのかもしれませんが、今、そのことを圏外に置いて考えますと、この理解からすると、私の理解が的確でないのかもしれませんが、藤野町の関係のあり方がこの急病診療事業の広域行政組合関連で浮き上がるというか、あと別途で関係というか、何かちょっと矛盾というか、不適格性を受けるんですが、ご説明いただければ幸いです。

○小川会長 保健福祉部会長ですか。

地域医療課長。

○近藤保健福祉部会部会員 只今の件でございますけれども、広域行政組合には4町が参加して現在実施されているということでございます。この具体的な方針にお示しをさせていただきましたのは、現在、既に広域行政組合として取り組んでいる事業につきましては、合併後につきましても当面は現行のまま事業を実施していきましようという内容でございます。その場合、藤野町の取扱いでございますけれども、現在も広域行政組合と相模原市が協定を結んで事業を実施しているものもございます。そういうこともございまして、その状況によりまして、もし藤野町さんが時期がずれて合併ということになりましたら、当面は相模原市と藤野町さんが協定を結んでいただいて、その事業の一部負担金等を納入していただいて、事業としては一緒に適用すると、そんなような、現在既に実施しているのと同じような取扱いが可能であろうというふうに考えてございます。

○小川会長 高城委員、どうぞ。

○高城委員 ちょっと付け加えて恐縮ですが、であるならば、調整方針のところ、「藤野町の関係については別途調整する」とか、何らかの文面があつてしかるべきだったというふうな思いがしますけれども、ちょっと至らなかったのではないかなというふうに、最後の言葉から、ご説明から、思いをします。お任せしますけれども。

○小川会長 まだ藤野町の扱いについては協議をしておりませんので、ちょっとここでは出しにくいと思いますが、よろしゅうございますか。

他にございませんでしょうか。

大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

1点目は、ちょっと簡単な質問なんですけれども、保健所業務。これは、新市全体の形、中核市という形で、3町は保健所業務が新市の管轄になると思われま。また、津久井3町が、今、保健所、福祉等の関係で中野の保健所の管轄ですけれども、これは、保健所の関係は県の判断に委ねるのが1点。

それと、49ページの保健医療計画の中で、現行のまま新市に引き継ぐという形。これは、保健医療計画のプランが、年度が相違がございます。その中で、次計画、年度策定とありますけれども、この次計画は、相模原市の健康プラン21の年度終了の時点で次計画をされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○小川会長 保健所部会、どうですか。挙手してください。

はい。

○萩原保健所部会副部会長 只今の質問に、保健所部会副部会長、相模原保健所次長からお答えを申し上げます。

質問の順番からいうと逆ですが、まず、地域医療計画を、相模原市、3町でそれぞれ地域の医療計画を定めてございます。今のご質問は、各市町の計画の完了に伴って、次の計画の策定をどういうふうにとられるのかというご質問ですが、49ページをご覧いただきたいと思いますが、それぞれ策定の年度が定められておりますので、この年度でいきますと、相模湖町の平成25年度が最後になります。それぞれの町の計画が完了した時点をもって、新たな計画を定めるというふうなことで考えてございます。これは保健所部会の中でもご議論をさせていただいておりますが、地域医療計画は、それぞれ地域の健康事情ということが、まずある中で計画が定められておりますので、そういうものをできるだけ生かしていこうというふうな考え方でございます。

それから、2点目の保健所の業務の関係でございますが、委員さん、お手元の資料、63ページをご覧いただきたいと思いますが、先進の事例ということで、四角い囲みの3つ目のところにあります、豊田市のケースがここに書いてありますが、保健所の業務につきましては、現在、相模原市は平成12年度に保健所の政令市になりました。現在、保健所の業務を

行っております。考え方といたしましては、1市3町が新しい市になった時点で、現在、3つの町で行われている法に基づく保健所の業務については、移管を受けるというふうなことでございます。その内容は、現在、合併の事務局等も通じた中で、神奈川県の方と並行しながら協議を進めております。

それから、ご参考までに、先程提案の説明の中で申し上げておりますが、87項目、今日のご提案を申し上げますが、そのうちの29項目につきましては、保健所政令市に、あるいは中核市に移行することによって行われる事務ということで、それらの事務については3つの町では現在行われておりませんので、相模原市が今行っているような形で、新しい市になった時点で、それらの事務を新市で一括して行うというふうな考え方でございます。

以上、お答え申し上げます。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

ございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第21号 保健衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議ないとの声がございますので、「協議第21号 保健衛生事業の取扱い」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩をいたします。この場内の時計は3時43分、4分でしょうか。10分間としまして、5分前ですね、55分から。3時55分、再開をいたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時57分

○小川会長 委員の皆様、ご着席願います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

「協議第22号 使用料、手数料の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第 2 2 号 使用料、手数料の取扱いについて

○内田事務局次長 協議会資料の 6 8 ページをお開きください。

「協議第 2 2 号 使用料、手数料の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統一するものとする。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統一するものとするものといたしております。

6 9 ページには、使用料、手数料に係る調整の基本的な考え方をお示ししてございます。

まず、1 の施設等の使用料の取扱いの考え方でございますが、施設等の使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則として現行どおりとするものでございます。しかしながら、公園使用料や行政財産の目的外使用料など、新市としての一体性の確保や負担の適正化の観点から合併時に統一した方が望ましいと考えられるものにつきましては、相模原市の制度に統一する方向で調整を図ることといたしております。

次に、2 の道路や河川などの占用料の取扱いの考え方でございます。

占用料は使用料の一種でございますが、他の使用料とは性質が異なり、施設の内容や建設年度などにより料金の格差を設けることは合理的でなく、むしろ、新市としての一体性を保つことが望ましいと考えられますので、相模原市の制度に統一する方向で調整を図るものでございます。

3 番目といたしまして、手数料の取扱いの考え方でございますが、手数料は、特定のものに提供する役務の対価として徴収するものですので、同一のサービスに対する料金は同一であることが基本であると考えます。したがって、手数料につきましては、原則として相模原市の制度に統一する方向で調整を図るものでございます。

それでは、7 0 ページをお開きください。

使用料、手数料の現況をお示するとともに、使用料、手数料の取扱いの考え方に基づく調整の具体的方針を示してございます。

なお、調整の具体的方針につきましては、個々の事務事業の一元化の調整の中で並行して

検討を行っておりましたので、その調整結果を掲載しているものでございます。

初めに、使用料についてでございます。

70ページから73ページに施設等の一覧と調整の具体的方針を、また、74ページから107ページに個々の施設等の主な料金を掲げさせていただいております。

それでは、70ページをご覧いただきたいと存じます。

調整の具体的方針につきましては、協議案に基づき、現行のまま新市に引き継ぐことといたしておりますが、福祉施設のうち児童クラブの育成料につきましては、1市3町の制度が大きく異なる中、事業そのものが合併後、段階的に統合することとなりますので、育成料につきましても、合併後、段階的に統合することとさせていただくものでございます。

続きまして、71ページでございますが、ここに掲げた施設につきましても現行のまま新市に引き継ぐことを基本としておりますが、取扱いの考え方でご説明させていただきましたとおり、公園使用料、71ページの中ほどの段の公園施設の欄でございますが、合併時に統一した方が合理的であると考えますので、相模原市の制度に統合することとさせていただいております。

次に、めくっていただきまして、72ページ及び73ページでございますが、こちらも調整方針に基づき現行のまま新市に引き継ぐ。あるいは、相模原市の制度に統合することで整理をさせていただいております。

なお、例外といたしまして、行政財産の目的外使用料及び各種占用料の電柱等に係る部分につきましては、3町と比較し、相模原市の料金は高く、特定の事業者について急激な負担増が想定されますので、経過措置を設けた中、段階的に統合することといたしましたものでございます。

続きまして、ちょっとページが飛びますが、108ページをご覧いただきたいと存じます。

108ページでございますが、ここからは、手数料につきまして、その現況比較と調整の具体的方針を掲げさせていただいております。

1項目ずつ、右側の調整方針の欄を見ていただきますと、殆どが相模原市の制度に統合するという整理をしていることがおわかりいただけると存じます。

なお、一部の手数料につきましては、合併時の事務の見直しの中で廃止。また、町独自の手数料で、合併後も事務事業として残せるものについては、新市に引き継ぐこととさせていただいております。

それでは、113ページをご覧いただきたいと存じます。

113 ページ、ページの中ほどに、生活系一般廃棄物の処理及び事業系一般廃棄物の処理に係る手数料につきましては、次回の協議事項であります清掃事業の取扱いの中でご協議いただくこととなりますので、調整の具体的方針につきましては、その調整結果によることとさせていただきます。

次に、114 ページでございますが、114 ページの下から3段ございますけれども、保護動植物捕獲等許可等の、この3つの事務の手数料でございますが、これらの手数料は城山町が独自に条例で定めているものでございます。この手数料につきましても、現在、事務事業の取扱いの一元化が調整中でございますので、その調整結果によることとさせていただきます。

それから、135 ページをご覧くださいと思います。

135 ページには先進事例を、それから、次の136 ページには関係法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、使用料、手数料につきましては、原則、条例に規定すべき事項でございますので、しかるべき時期に議会におきまして議決をいただくということになります。

ご協議につきまして、よろしく願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第22号 使用料、手数料の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。どなたかな。関戸さんですか。関戸委員さん。

○関戸委員 知識不足で申し訳ないんですけども、空欄の部分がありますけれども、これは何を意味するのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。3町の部分が多いんですけども、空欄の部分ですね。

○小川会長 例えば、75 ページとか、そういう意味ですか。

○関戸委員 例えば、111 ページ、こちらの3町部分については一切空欄になっていますけれども、無料は無料という表示になっていますから、ちょっと教えてください。

○小川会長 総務部会長。

○山口総務部会長 空欄のところにつきましては、そういった事務を行っていないというふうに理解していただければ結構でございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

特に無いようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第22号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございます。「協議第22号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、協議会資料の137ページをお開きください。

「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して、次のとおり調整するものとする。

なお、義務的補助金を除くすべての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行うものとする。

1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整を図る。

2 各市町独自の団体事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように、原則3年以内を目途に調整を図ることといたしております。

補助金、交付金等につきましては、同一又は同種の団体・事業等に対するものと、各市町独自の団体事業等に対するものの2つに大別しております。

このうち同一又は同種の団体・事業等に対するものとしては、相模原市に制度があり、かつ1町以上で同一又は同種の制度があるものがございますので、お手元の資料の139ページから145ページに、その一覧を所管の部会ごとに掲載をいたしております。

また、各市町独自の団体・事業等に対するものとしたしましては、相模原市のみに制度が

あるものや3町のみには制度があるものでございまして、これらにつきましては、146ページから163ページに、その一覧表を所管の部会ごとに掲載いたしております。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、基本的には統合等の方向で調整していくことが必要ですが、一方、補助金、交付金等の持つ以前からの経緯、実情等に配慮することも重要でございます。

このため、同一又は同種の団体・事業等に対する制度は、統合の方向で調整を図ることとし、各市町独自の団体・事業等に対する制度は、地域の特性、歴史等から存続について合理的な理由がある場合については、当面、現行制度を認めていくこととなりますが、市域全体の均衡を保つことも必要でありますことから、原則3年以内を目途に統合等の調整を図ることといたすものでございます。

個々の補助金、交付金等の具体的な取扱いにつきましては、所管の部会で協議していくこととなります。

また、補助金、交付金等の見直しにつきましては、1市3町で現在も行っておりますが、合併後も引き続き、補助効果等を踏まえ見直しを行っていくことといたしております。

なお、参考といたしまして、138ページには用語解説を、それから、大変飛んで恐縮でございますけれども、164ページには先進事例を、165ページには関係法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

ご協議について、よろしくお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんですか。

ございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

初めに、「報告第20号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2」について事務局から報告をいたさせますが、資料が多いことから、Bランクについては一括して、Cランクについては各部会ごとに報告をいたさせます。

片野事務局次長。

□報告第20号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2

○片野事務局次長 それでは、協議会資料の166ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第20号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年8月25日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

ここで、具体の事務事業のご説明に入ります前に、事務事業一元化の基本方針につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

まず、事務事業の一元化の調整につきましては、本合併協議会に設置されました助役クラスで構成いたします幹事会、さらに幹事会の下に設置されました21の専門部会におきまして、1市3町の事務レベルで検討いたしました結果、合意を得、これを、幹事会での協議を踏まえまして会長、副会長にご協議していただきまして、会長からご提案をさせていただいているものでございます。

なお、1市3町の事務事業一元化の調整につきましては、5月30日に開催をされました第2回合併協議会でご決定をいただきました、「協議第6号 事務事業一元化の基本方針」に基づきまして行われているものでございます。基本方針におきましては、新市における一体性の確保ですとか住民福祉の向上など、6つの基本原則を定めておりまして、相模原市の制度を基準に統一、調整を図るものとしております。

また、或いは、合併後、直ちに統一実施をすることで住民生活に大きな影響を与えるものなどにつきましては、経過措置等の設定など、円滑な移行に向けた調整を図ることとするといった調整方針を定めていただいております。

調整方針の区分につきましては大きく3つに分かれておりまして、現行のまま新市に引き継ぐ、或いは統合する、或いは廃止の方向で調整するというものでございます。

このうち、統合の場合でございまして、合併時に統合するものや、速やかに統合する、段階的に統合するという3つの場合があり、さらに、段階的に統合する場合には3年間ない

し5年間の経過措置を行うことといたしております。

また、廃止の場合におきましても、合併時に廃止を行うほか、3年間から5年間で段階的に行うこともできるようになってございます。

次に、合併協議のランク分けでございますが、1,290項目の事務事業を3つの協議ランクに分けさせていただいております。ランクAにつきましては合併協議会でご協議をいただくべきもの、ランクBにつきましては専門部会及び幹事会で協議して合併協議会にご報告をするもの、ランクCにつきましては、専門部会で協議をいたしまして、幹事会、合併協議会にご報告をするものといたしております。

特に、ランクAにつきましては、合併の方式など基本4項目を初めといたしまして、住民生活にかかわりの深い給付と負担に直結をいたすものや、1市3町の地域の実情、特性などから協議が必要なものでございます。

前置きが大変長くなりましたが、協議会資料の167ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧のBランクの事務事業につきまして、ご説明をいたします。

最初に、総務部会所管の事務事業でございます。

番号1の職員厚生会・職員生協についてでございます。

なお、別冊1の事務事業一元化調書の方は176ページ。こちらの別冊1でございます。こちらにつきましては176ページとなっておりますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

調整方針でございますが、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、各種給付事業、基金等の取扱いについては合併時までに調整するものといたすものでございます。これは、各種給付事業につきましては、これまでの経過を踏まえまして、更に詳細な調査を行う必要がありますことから、合併時までに調整することとしたものでございます。

続きまして、財務部会所管の事務事業につきましてご説明いたします。

番号1の市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等についてでございます。

事務事業一元化調書は、178ページでございます。

口座振替手数料につきましては、市町で金融機関に支払う手数料に相違がございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統一するものでございます。

また、城山町、津久井町、相模湖町では督促手数料を徴収しておりますが、調整方針とい

たしましては、県下19市において督促手数料を徴収していないことなどを勘案して、合併時に廃止するものでございます。

次に、番号2の前納報奨金についてでございます。

事務事業一元化調書は、179ページでございます。

津久井町のみが前納報奨金を交付しておりますが、調整方針といたしましては、県下19市において既にすべての市が廃止している経過などを勘案し、合併時に廃止するものでございます。

続きまして、保健福祉部所管の事務事業につきましてご説明いたします。

最初に、番号1の小児医療費助成事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、180ページでございます。

小児医療費助成事業につきましては、乳児及び小児の健全な育成と経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成するものでございまして、市町すべてで実施をいたしております。

課題といたしましては、乳幼児の助成対象者に相違がございまして、相模原市はゼロ歳児から4歳児まで、3町はゼロ歳児から2歳児までとなっております。

また、特定財源であります県補助金の補助率に相違がございまして、相模原市は3分の1、3町は2分の1となっております。

調整方針につきましては、乳幼児の対象年齢を4歳児までに合わせることによる経費の増加が見込まれますが、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、番号2の福祉タクシー利用料助成事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、182ページでございます。

福祉タクシー利用料助成事業につきましては、在宅の重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進するため、タクシー等の利用料金の一部を助成するものでございまして、相模原市と城山町が実施いたしております。

課題といたしましては、対象者に相違がございまして、相模原市は身体障害者及び療育手帳保持者等のほか、精神障害者保健福祉手帳1、2級の保持者が対象であり、城山町は、リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用者が対象者になってございます。

また、助成額、助成方法に相違がございまして、相模原市はタクシー券を年間3万6千円助成しており、城山町はタクシー券を年間4万3,200円、もしくはバス共通カード、年間3万6千円の選択制の助成になっております。

調整方針につきましては、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条対象者、バス共通カードの配布の取扱いにつきましては、福祉有償運送に係るセダン型の一般車両を用いる場合の特認認定等、それらの対象者の移動の確保など、条件が整理された時点で、相模原市の制度に合わせ、廃止することといたしております。

次に、番号3の市心身障害者福祉手当支給事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、184ページでございます。

市心身障害者福祉手当支給事業につきましては、在宅の重度障害者等のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当が支給されていない者に対し、年間、重度障害者に6万円、中度障害者に3万6千円を支給するものでございまして、相模原市のみが実施をいたしております。

調整方針につきましては、対象者の増加に伴う経費の増加が見込まれますが、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

続きまして、環境保全部会所管の事務事業につきましてご説明をいたします。

協議会資料の168ページをご覧いただきたいと存じます。

番号1の開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務についてでございます。

事務事業一元化調書は、185ページでございます。

開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務につきましては、各市町におきまして、都市計画法、開発指導要綱等に基づきましてそれぞれ実施をいたしておりますが、適用面積や緑地率等に相違がございます。

調整方針といたしましては、3年以内に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号2の開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務についてでございます。

事務事業一元化調書は、186ページでございます。

開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務につきましては、各市町におきまして、都市計画法、開発指導要綱等に基づきまして、それぞれ実施をいたしておりますが、開発指導要綱等、制度に相違がございます。

調整方針といたしましては、3年以内に相模原市の制度に統合することといたすものでござ

ございます。

続きまして、生涯学習部会所管の事務事業につきましてご説明いたします。

番号1の文化財保護管理事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、187ページでございます。

文化財保護管理事業につきましては、相模原市と各町には、4件の国指定史跡を初め、数多くの貴重な文化財がございます。

本事業の一元化に向けた課題といたしましては、郷土の文化財やその情報を収集管理し、市民の学習の用に供する事業につきましては、相模原市においては市立博物館で実施し、3町では類似施設におきまして実施いたしておりますが、分野や手法に違いがあるなどの点が挙げられます。また、文化財関係団体や指定文化財の管理者等に対する支援や補助の違いなどもございます。

調整方針といたしましては、文化財の研究や保存団体に対する補助金等について調整を図りながら、合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合することとしております。

なお、文化財公開施設につきましては、市立博物館を核としたネットワーク化を検討いたします。また、津久井郡郷土資料館につきましては、藤野町の意向を踏まえ、新市に引き継ぐものといたします。

次に、番号2の文化財調査事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、189ページでございます。

文化財調査事業の一元化に向けた課題といたしましては、相模原市では各種の文化財の現状を把握するための調査が既に実施をされておりますが、3町には未実施の分野があることが挙げられます。

また、後ほど埋蔵文化財の保護と開発事業との調整においてご説明をいたしますが、遺跡地図整備のための分布調査は日常業務に不可欠なものでございます。

調整方針といたしましては、速やかに文化財の現況を把握するための調査を実施し、相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、番号3の遺跡保存整備事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、190ページでございます。

遺跡保存整備事業の一元化に向けた課題といたしましては、これまで1市3町は、個別に市や町を代表する遺跡の整備公開を進めてまいりましたが、今後は、効果的に活用が図られるよう、相互に連携した事業の展開が求められることとなります。

調整方針といたしましては、今後、3年間で段階的に相模原市の遺跡保存整備事業に統合することといたしております。

なお、3町の現行事業につきましては継続をいたしますが、遺跡・城跡の基本計画や整備計画等との整合を図りながら進めていくこととするものでございます。

次に、番号4の埋蔵文化財の保護と開発事業との調整についてでございます。

事務事業一元化調書は、192ページでございます。

本事業の一元化に向けた課題といたしましては、相模原市では独自の体制により開発指導を行っているのに対しまして、3町は、神奈川県からの支援のもと、開発事業との調整を行っており、実施体制が異なる点が挙げられます。

調整方針といたしましては、速やかに職員体制と遺跡地図を整備し、相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、番号5のはたちのつどい開催事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、194ページでございます。

はたちのつどい開催事業につきましては、現在、各市町におきまして、成人の日に式典やアトラクションなどの内容で開催をいたしております。

本事業の一元化に向けた課題といたしましては、これまでの各市町での伝統や地域性を考慮しながら、新市の一体性を確保することが挙げられます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、開催場所等を含め、この事業のあり方を検討することといたしております。

調整方針一覧、Bランクに関します事務事業のご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「報告第20号 各種事務事業の取扱い、その2」のうち、Bランクにつきまして一括説明がありました。

只今の報告に対しましてご質問がございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、このBランクにつきましてはご承認いただけたものといたします。

続きまして、Cランクにつきまして、各部会ごとに報告をしてください。

○片野事務局次長 次に、調整方針一覧、Cランクの事務事業のうち、各専門部会における主な事業につきましてご説明をいたします。

なお、調整方針一覧、Cランクの各事務事業に関します事務事業一元化調書につきまして

は、別冊2となっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

それでは、協議会資料の169ページをご覧いただきたいと存じます。

最初に、総務部会所管の事務事業につきましてでございますが、総務部会所管の事務事業は、169ページから170ページまでの18事業でございます。

番号5の行政資料の収集、管理及び提供事務についてでございます。

事務事業一元化調書は、6ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものとし、なお、各町の保有する配加資料は、現相模原市行政資料コーナーで配加するとともに、各町の行政資料コーナーにおいても、新市の主要な行政資料の配加及び有償刊行物の販売を行うこととするものでございます。

次に、番号6の市史編さん事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、7ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、進行中の町史編さん事業は、原則として従前の体制により継続し、完結させるものとするものでございます。

これは、津久井町及び相模湖町におきまして、現在、町史の編さんが進行中でありまして、従前の編さん体制により継続し、完結させるものでございます。

170ページをお開きいただきたいと存じます。

番号9の外部監査契約に関する事務につきましては、中核市事務であり、3町との調整を要しない事務事業でございます。

なお、本日追加でご配付をさせていただきました、第5回合併協議会の協議事項に関します補足説明資料、1枚で両面印刷になっておるものがございますが、こちらの方をご覧いただきたいと存じます。

1ページ目の資料の下段でございますが、各種事務事業の取扱い・調整方針一覧（Cランク事業）に係る補足説明資料となっております。この1ページの下段から2ページ、裏面の最後のところまでにかけてでございますが、3町との調整を要しない各専門部会別の中核市事務等をお示しさせていただいております。

以上、総務部会所管のCランクの主な事務事業についてのご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○小川会長 只今、「報告第20号 各種事務事業の取扱い」のうち、Cランクに関する総務

部会についての報告がありました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、この報告につきましては、報告のとおり承認をいただいたものといたします。

続きまして、財務部会について報告を願います。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、財務部会所管のCランクの事務事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

協議会資料の171ページをご覧くださいと存じます。

財務部会所管の事務事業につきましては、171ページの12事業でございます。

番号4の指定金融機関等についてでございます。

事務事業一元化調書は、25ページでございます。

調整方針といたしましては、指定金融機関は、一つの地方公共団体で一つの金融機関とされておりますので、相模原市の指定金融機関でございます横浜銀行とするものでございます。

また、津久井郡農業協同組合は収納代理金融機関とし、3町の収納代理金融機関は、そのまま現行どおり引き継ぐものでございます。

次に、番号8の契約業者の登録及び指定についてでございますが、事務事業一元化調書は29ページとなっております。

調整方針といたしましては、合併時に統合するものでございます。

本事務事業は、現在、県とともに進められている電子入札システムの中で一体で行われることとなりますが、1市3町はこのシステムの導入を決めております。

なお、相模原市は、平成18年度に新システムに移行するため、3町とは事前調整を行い、実施していくものでございます。

次に、番号11の原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱いについてでございます。

事務事業一元化調書は、32ページでございます。

調整方針といたしましては、城山町、津久井町、相模湖町が合併前に交付した標識につきましては、合併後も廃車するまでは引き続き使用できるよう、経過措置を講ずるものでございます。

以上が、財務部会所管のCランクの主な事務事業についてのご説明でございます。よろし

くお願いいたします。

○小川会長 只今、財務部会所管のCランク、その2について説明がありました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

特に無いようでございますので、只今報告のありました財務部会、Cランク、その2につきましては、承認をいただいたものといたします。

続きまして、保健福祉部会、説明を願います。

○片野事務局次長 続きまして、保健福祉部会所管のCランクの事務事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

協議会資料の172ページをご覧いただきたいと存じます。

保健福祉部会所管の事務事業につきましては、172ページから179ページの105事業でございます。このうち、172ページの番号1、社会福祉審議会事務や番号7、社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等、また、177ページの番号77、身体障害者手帳交付事務など、18事業につきましては中核市事務となっております。

それでは、172ページをご覧いただきたいと存じます。

番号9の民生（児童）委員についてでございます。

事務事業一元化調書は、42ページでございます。

民生（児童）委員活動事業につきましては、合併時に相模原市の制度に統合をいたしますが、現在、3町で設置している法定協議会の設置数につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ調整方針でございます。

次に、番号13の社会福祉協議会運営助成事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、47ページでございます。

本事業は、合併時に相模原市の制度に統合することといたしておりまして、現在、市町の社会福祉協議会におきまして合併について協議中であり、各種事務事業の調整を行っているところでございます。

次に、173ページをご覧いただきたいと存じます。

番号18の地域福祉計画策定事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、53ページでございます。

本事業は、現在、相模原市において、相模原市を圏域とする計画の策定に取り組んでおりますが、合併後、速やかに相模原市の制度に統合し、計画の運用に当たっては3町の地域性などを尊重する調整方針でございます。

174ページをお開きいただきたいと思います。

番号41の基幹型在宅介護支援センター運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、83ページでございます。

本事業につきましては、市町において基幹型在宅介護支援センターを1カ所ずつ設置をいたしておりますが、合併後の保健福祉圏域のあり方や在宅介護支援センター運営協議会委員の見直しを併せて検討し、3年以内を目途に段階的に相模原市の制度に統合する調整方針でございます。

177ページをお開きいただきたいと思います。

番号79の障害者地域作業所運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、129ページでございます。

本事業は、城山町、津久井町において公設民営の事業運営となっておりますが、平成18年3月までに指定管理者制度に向けた整理を行い、その後、その位置付けや機能、職員体制等について検討を進める調整方針でございます。

以上が、保健福祉部会所管のCランクの主な事務事業についてのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○小川会長 只今、保健福祉部会所管、各種事務事業のうち、Cランクについての報告がありました。

ご発言ございましたら、お願いたします。

特にございませんようですので、保健福祉部会所管、Cランク、各種事務事業の取扱いについては、報告を承認することといたします。

続きまして、環境保全部会に関する報告をお願いたします。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、環境保全部会会所管のCランクの事務事業につきまして、主なものをご説明させていただきます。

協議会資料の179ページをご覧いただきたいと思います。

環境保全部会会所管の事務事業につきましては、179ページから182ページまでの57事業でございます。このうち、180ページの番号16、環境監視測定事業や181ページの番号32、緑地保全用地購入事業、番号36、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地保全法に関する事務など、10事業につきましては中核市事務でございます。

恐れ入ります、179ページをお開きいただきたいと思います。

番号6の環境基本計画についてでございます。

事務事業一元化調書は、164ページでございます。

環境基本計画につきましては、相模原市、城山町、津久井町におきまして基本計画を策定いたしておりますが、基本計画の対象や内容に相違がございます。

調整方針といたしましては、合併後、新市において速やかに新たな環境基本計画を策定することといたすものでございます。

次に、180ページの番号14、環境管理システム推進事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、173ページでございます。

本事業は、ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム認証取得及び維持に努めることにより、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、環境施策の推進強化、地球環境保全対策の定着を図るもので、相模原市が実施している事業でございますが、調整方針といたしましては、速やかに相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

番号21の合併処理浄化槽設置補助事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、182ページでございます。

本事業は、各市町ともほぼ同様の事務処理を行っておりますが、補助対象や補助金基準額に相違がございます。

調整方針といたしましては、合併後5年以内に、事業見直しを含め、相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、182ページの番号50、コミュニティと緑の愛護会団体奨励金についてでございます。

事務事業一元化調書は、211ページでございます。

本事業につきましては、津久井町において実施されている公園等の緑化の推進及び緑地の保全活動を行う団体に対します奨励金の交付事務でございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の街美化アダプト制度に統合することといたすものでございます。

以上が、環境保全部会所管のCランクの主な事務事業につきましてのご説明でございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 只今、環境保全部会所管のCランク、各種事務事業の取扱いについての説明がございました。

ご意見ございましたら、どうぞ。ご質問。

ございませんようですので、只今の報告を承認することとさせていただきます。

続きまして、建築部会の説明をお願いいたします。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、建築部会所管のCランクの事務事業につきまして、主な事務事業をご説明させていただきます。

183ページをお開きいただきたいと思います。

建築部会所管の事務事業につきましては、183ページから186ページまでの48事業でございます。このうち、183ページの番号4、屋外広告物許可等経費や184ページの番号17、建設リサイクル法に関する事務、また番号28、違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務など、19の事業につきましては中核市事務、あるいは特定行政庁事務でございます。

183ページをご覧いただきたいと思います。

番号12の用途地域の指定のない区域における建築形態制限についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、231ページでございます。

本事業は、都市計画法及び建築基準法の一部改正によりまして、相模原市におきましては平成16年6月1日から、城山町、津久井町、相模湖町におきましては平成16年4月1日から、それぞれ施行いたしているものでございます。

これは、土地利用等の現況を踏まえた上での指定でございますので、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

184ページの番号20でございます。ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務でございます。

事務事業一元化調書は、239ページでございます。

本条例は、いわゆるラブホテルの建築を規制し、快適で良好な生活環境を実現し、青少年の健全な育成を図ることを目的といたしております。津久井町におきましても同様の条例がございますが、合併をいたしましても、ホテル等を建築しようとする場合には、事前に届け出を行い、条例で定める構造等の基準に適合させることにより本来の目的が図れるように、今後も取扱っていくものでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号21の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務についてでございます。

事務事業一元化調書は、240ページでございます。

相模原市及び城山町、津久井町、相模湖町におきましては、それぞれ条例等の中で、中高層建築物の建築に際し、近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な居住環境を確保することを同様の目的といたしておりますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

以上が、建築部会所管のCランクの主な事務事業についてのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○小川会長 ただいま、建築部会に係るCランク、各種事務事業の取扱いについて説明がありました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

特に無いようでございますので、建築部会所管の各種事務事業、Cランクの取扱いにつきましては、報告を承認することといたしたいと思えます。

続きまして、生涯学習部会に關しての説明を願います。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、生涯学習部会所管のCランクの事務事業につきまして、主なものをご説明させていただきます。

186ページをご覧いただきたいと存じます。

なお、各事務事業の一元化調書につきましては、調整方針欄の右側の別冊2にお示しさせていただいておりますページに掲載をさせていただいておりますので、併せてご覧いただければと思えます。よろしくお願いたします。

生涯学習部会所管の事務事業は、186ページから191ページまでの76事業でございます。

186ページをご覧いただきたいと存じます。

番号1の社会教育委員を初めとする附属機関等につきましては、合併時に一つの組織で運営する必要がございますため、調整方針を合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

187ページをご覧いただきたいと存じます。

番号14の公民館活動事業や、188ページでございますが、番号28、スポーツ振興に関する事業などにつきましては、住民の皆様が参加する事業でございます、3町独自の事業も数多くございます。また、地域性も強いということでございます。

そうしたことから統合になじまないものがございます関係で、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ。或いは、事業内容が市町で重複しており、時間をかけて統合を検討する必要があるものにつきましては、地域性を尊重し、合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

また、187ページの番号17、県立相模湖交流センターの管理運営に関することを初め、3町にございます独自施設の管理運営につきましては、職員体制などの管理運営方法が施設ごとに異なっておりますため、調整方針を現行の管理運営体制のまま新市に引き継ぐことといたすものでございます。

また、187ページの番号18、PTA育成費を初めといたします各種団体の育成事業につきましては、団体設立の経緯、団体のご意向などを踏まえまして統合を図る必要がございますことから、調整方針を、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重し、合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

また、相模原市の総合学習センターで実施している事業や図書館、博物館に関する事業につきましては、3町で実施していないものも多くありますことから、相模原市で実施している制度、事業を3町に広げていく必要がございます。

従いまして、調整方針を、合併時に相模原市の制度を適用する、あるいは相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

以上が、生涯学習部会所管のCランクの主な事務事業に関しましてご説明でございます。よろしくお願いたします。

○小川会長 只今、生涯学習部会所管のCランク、各種事務事業の取扱いについての説明がありました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

ございませんようですので、この報告を承認することといたします。

続きまして、選挙管理委員会部会についての報告を願います。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、選挙管理委員会部会所管のCランクの事務事業につきまして、主なものについてご説明をさせていただきます。

合併協議会資料、191ページをご覧くださいと存じます。

なお、それぞれの事務事業の一元化調書につきましては、調整欄の右側の別冊2のページに掲載をさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

選挙管理委員会部会所管の事務事業は、191ページから192ページまでの15事業で
ございます。

主な事務事業といたしましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発、選挙執行に係る事務
等でございます。

すべての事務事業に関しまして法に基づいて行うものでございますので、各市町におきま
して、ほぼ同様の事務事業を行っているものでございます。

従いまして、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといた
すものでございます。

なお、投票所の数につきましては、有権者の利便性も考慮し、当面、統廃合はせず、現行
どおりとし、開票所につきましては、期日前投票や開票事務の効率化を考慮いたしまして、
1カ所とする方向で検討をしております。

調整方針一覧、Cランクの事務事業に関しますご説明は、以上でございます。

なお、参考といたしまして、事務事業項目提案集計表につきましてご説明をいたします。

193ページをご覧いただきたいと存じます。

左側の表の③、計の欄がございますが、これの一番下、最下段の合計をご覧いただきたい
と存じます。

8月10日現在、事務事業項目数は1,290項目でございます。

次に、右側の表をご覧いただきたいと存じます。最下段にございます合計の欄でございま
すが、第3回及び第4回の合併協議会におきまして協議済み、あるいは報告済みとなりました
項目数は、協議項目数が51項目、報告済み項目数が308項目、合計359項目となっ
ております。

本日の第5回合併協議会におきまして協議をしていただく項目数は202項目、また報告
をさせていただく項目数は344項目、合計で546項目となっております。これによりま
して、1,290項目のうち905項目につきまして、協議又は報告済みとなるものでござ
います。

今後の協議、報告予定の項目数につきましては、385項目を予定してございます。

ご説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 只今、選挙管理委員会部会所管のCランク、各種事務事業の報告並びに事務事業
項目提案集計表等についての説明、報告がございました。

質問等ございましたら、ご発言願います。

特に無いようでございますので、只今の報告事項につきましては承認をいただいたものといいたします。

以上で、「報告第20号 各種事務事業の取扱い、(B・Cランク)その2」については報告が終了いたしました。すべての事項につきましてご承認をいただいたものといいたします。

次に、「報告第21号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について」、まちづくり将来ビジョン検討委員会、矢越委員長より報告をお願いいたします。

□報告第21号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

○矢越委員長 それでは、ご報告申し上げます。

前回の合併協議会は、8月4日に相模湖の方で開催したと思っておりますけれども、その後、本日までの間、8月21日土曜日に、第7回目のまちづくりの将来ビジョン検討委員会を行っております。場所は、前回と一緒に相模湖の交流センターでございます。何をやったかと申しますと、前回、中間報告で出したものの中で、5本のまちづくりの柱を作ったと思っておりますけれども、それに付随します分野別の方針ですとか、施策の方向性というものを検討させていただきました。もちろん、皆様方から一部いただいたご意見等も反映させていきたいと思っておりますし、5本の柱というのは各グループごと別々でございましたので、それをまた皆さんで共有させていただくということで、全部がどの施策の方向性にも携われるようなシステムで議論をさせていただきました。

次回は、8回目は9月5日です。第9回目が9月13日。このあと2回で、何とか9月21日の合併協議会の方には完成した状態でご報告をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○小川会長 ありがとうございます。

只今の報告に関しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

特に無いようですので、「報告第21号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について」は、ご承認をいただいたものといいたします。

次に、「報告第22号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について」、議員の定数等に関する検討委員会、山岸委員長より報告をお願いいたします。

□報告第22号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

○山岸委員長 山岸です。

それでは、早速報告させていただきます。

議員の定数等に関する検討委員会の検討状況について、ご報告いたします。

この検討委員会では、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、想定される具体的な例をもとに検討を進めておりますが、昨日、相模湖交流センターで——8月24日ですね、開催した第5回の検討委員会におきましては、編入合併する津久井3町の議員の定数等について、各市町から3つの意見が出されております。

まず1つ目は、合併特例法による定数特例の適用を求める意見でありまして、合併時に町の区域ごとに3選挙区を設け、相模原市の人口と議員数に比例した議員数、具体的には、城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人により増員選挙を行うものであります。

それから2つ目は、合併特例法による在任特例についても検討すべきであるという意見であります。3町の議員全員が——46名おりますが、相模原市の議員の在任期間に限り、引き続き在任するものであります。

それから、もう一つの3つ目の意見は、地方自治法の一般原則によって、相模原市の議員定数を法定上限数の56人の範囲まで——今46名ですから、56人の範囲まで、最大限10人を増員し、町ごとに選挙区を設けて増員選挙を行うと、こういうものでございますが、この最大10人というのは、3町ということにはならず、藤野町も当然入っての10人と、こういうふうにご理解いただきたいというように思います。

以上申し上げました3つの意見を中心に、様々な角度から協議を行った結果、最初に申し上げました合併特例法による定数特例の適用についての意見が大勢を占めました。しかしながら、まだ調整の余地も残っておりますので、次回、9月7日に検討委員会を開催し、引き続き協議することが確認をされました。

また、議員の定数等に関連して、多くの委員より、3町の民意を適切に行政に反映できる制度の構築を求める意見。後程の議題にもあるようですが、地域自治区協議会等のような、いわゆる民意の反映できる受け皿というようなものをしっかりと構築をして欲しいという意見が出ておりますことを申し添えておきます。

以上で、議員の定数等に関する検討委員会の報告といたします。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

只今の報告に関しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

特に無いようですので、「報告第22号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について」は、ご承認をいただいたものといたします。

以上で、報告事項につきましては終了させていただきます。



◎その他

○小川会長 次第の4、その他に移らせていただきます。

初めに、(1)の「藤野町からの合併協議の申し入れに係る対応について」、事務局より説明をいたさせます。

事務局長。

□その他(1) 藤野町からの合併協議の申し入れに係る対応について

○田所事務局長 お手元にご配付をしてございます資料の方をご覧いただきたいと思います。

「藤野町からの合併協議の申し入れに係る対応についての関連資料」という資料でございます。

この表紙の方をご覧いただきますと、これは、去る8月12日に藤野町長が相模原市長を訪れまして、お願いの文書ということで手渡されたものでございます。

これを要約いたしますと、住民投票を、ご存じのとおり、藤野町は実施をした訳でございますが、その結果として、相模原市と津久井郡4町での合併に賛成するが61.68%というものであったということでございます。

それから、町議会におきましても、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町による合併協議に関する決議が可決をされたとのことでございます。

それから、下段の方になりますが、1市3町の協議に影響を与えることは望むものではないこと。それから、合併協議の形態を模索し、協議について協力を願いたいとの内容でございます。

なお、本協議会の目標といたしております、合併の目標等の期日に合併できるよう、特段の配慮をお願いしたいとの内容でございます。

おめくりをいただきますと、左側の方のページに、同様な内容で、津久井各3町の城山町

長、津久井町長、相模湖町長宛ての文書も添付をさせていただきます。内容につきましては、ほぼ同様の内容となっております。

それから、お手元にもう1枚資料をお付けさせていただきます。「藤野町との合併協議の方法について（例）」というふうに表示をさせていただきますが、これは、私ども事務局の方で、一つの事例として、こんなこともあり得るかなということで考えた内容でございます。

まず、現在、1市3町の合併協議につきましては、左側のラインのような形で進んでおきまして、第2回の合併協議会におきまして、合併の期日につきまして、平成18年3月31日为目标とするということで既に協議済みとなっております。こちらの方との調整等を十分に行いながら、藤野町との協議をどのように進めるかということでございますが、これを、例えば、藤野町がそのまま1市3町に加わるということになりますと、今まで協議された内容について、改めて協議をし直すというようなことが必要になるかと考えてございます。従いまして、現段階では、当面、私ども事務局と藤野町の事務局の方と、合併協議の進め方、或いはどういう方法で進められるのか、或いは協議の形態をどのようにすべきかというようなことを含めまして、或いは1市3町の既に進んでいる合併協議会との関連性等を十分に考慮した中で、どのような進め方があるのかということ調整してまいりたいというように考えてございます。それが、この資料でいきますと、右側の方のラインになってございます。

これについては、時期的には、早い時期に藤野町との調整は行いたいというふうには考えてございますが、只今申し上げましたような様々な状況から、若干、調整の時間が必要であるという考え方でございます。

なお、藤野町との合併協議が別な形で行われるということになった場合には、この真ん中にちょっと矢印が右、左に出ておりますが、協議状況等につきまして、特に、まちづくりのビジョンの関係であるとか、議員の定数等に関する問題等もございますので、そういったことなどにつきまして本合併協議会と藤野町との協議を行う。そちらの方との十分な情報の交換、或いは情報の提供等を行っていく必要があるというふうに考えているものでございます。これは、あくまで例としてお示しをさせていただきました。

なお、このことについてご承認をいただければ、これから事務局の方としましては、藤野町の方とその進め方等について検討をしてみたいというように考えているものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方はお願いをいたします。

小野委員さん、どうぞ。

○小野委員 城山町の小野でございます。

この件について若干、質問というより、一人の委員として、また城山町10人の委員を代表しましてという形で聞いていただきたいと思うんですけれども、今さらながら、この本協議会の場に藤野町さんの住民の方たちのお顔がないことが、私は非常に残念に思っております。私は城山町の住人でございます。いわゆる津久井郡、冒頭の新市のところでも若干、歴史的背景のくぐり各委員さんからございました。相模原市さんには相模原市さんの重ねてきた歴史と、また人の絆があるかと思うんですね。津久井郡には津久井郡の同じ、この2つのやはり重ねがある訳でございます。そういった中で、不幸にも、本協議会の場に、津久井郡4町の一番向こうですね、藤野町さん。ここに身を置いていない。このことを津久井郡の一つの町として非常に残念に思っている次第でございます。

しかしながら、その藤野町さんの住民が、将来を憂って、住民投票という形の中で3,400余りの民意を示され、そして、その後、先程事務局から説明がありましておおり、申し入れをされた訳ですね。私ども城山の10人の委員は、1市4町の合併を強く望むものであります。正副会長さんにおかれましては、格段の心配りを是非ともお願い申し上げたいと、このことを切にお伝え申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小川会長 他にございませんか。

特に無いようでございますので、藤野町からの合併協議の申し入れにつきましては、本協議会とは別に協議を進めることをご了承いただきたいと存じます。

なお、藤野町との協議につきましては、本協議会と相互に関連が深いことから、情報の交換と共有化が必要となりますので、藤野町との協議方法等について検討するに当たっては、これらを十分に考慮して進めていくこととさせていただきます。

次に、(2)でございますが、「地域自治組織制度について」、事務局より説明をいたさせます。

事務局次長。

□その他(2) 地域自治組織制度について

○内田事務局次長 それでは、地域自治組織制度についてご説明をいたします。

「合併に伴う当面の都市内分権及び地域審議会等について」というペーパーがお手元にあるかと存じますので、それをご覧いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。右上に、「その他（２）地域自治組織制度についての関連資料」というものでございます。

これは、専門部会の１つであります企画部会で現在検討中のものでございます。

１ページの下の方に、参考ということで、任意協議会における協議事項及び協議内容とございますが、５月３０日の第２回協議会で決定していただきました、「協議第１号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について」の中の一つの項目であります、２９番目、「都市内分権と地域審議会等の設置」という協議事項の説明でございます。

この協議項目につきましては、次回、９月２１日の第６回協議会でご提案をし、ご協議いただく予定となっておりますけれども、本日は、地域自治組織につきまして、その制度のご説明をさせていただくとともに、現在の検討状況をお知らせするものでございます。

この協議項目は、点線の四角の中にございますように、関係市町の歴史、文化、生活様式など、各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。それから、新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため、旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議することとしております。

それでは、専門部会で検討している内容が１ページから３ページまで記載されておりますが、まず、地域自治組織というのはどういうものなのか、これを資料１で制度のご説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、資料１をご覧いただきたいと思えます。４ページになります。Ａ３の横長でございます。

表では、４つの組織について説明が書かれております。よろしいでしょうか、４ページ目です。「資料１」と右上にございます。

いずれも、この設置については任意となっております。

まず、一番右端の地域審議会からご説明させていただきます。

これは、平成１１年の合併特例法改正の際にできた制度でございまして、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の市町村の協議によりまして、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に置くことができるものでございます。この地域審議会は、旧市町村の区域に関する事務について、新市町村の長の諮問に応じて、又は必要に応じて意見を述べることとなります。また、新市町村の長は、市

町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会の意見を聞かなければならないということとされております。

それでは、左側の3つでございますが、これが、いわゆる地域自治組織というものでございます。

これにつきましては、昨年の11月13日に、第27次地方制度調査会から、今後の地方自治制度のあり方に関する答申が内閣総理大臣宛て答申されましたけれども、そのときに、この地域自治組織制度の新設についても、その内容の1つとされたものでございます。そして、この地方制度調査会の答申を受けまして法案の作成がされ、本年の5月26日に、いわゆる合併関連三法が公布されております。これは、この表にもございますように、左側から改正地方自治法、それから改正合併特例法、そして合併新法と、ちょっと略称でございますが、そういう3つの法律ができた訳でございます。

それでは、この地域自治組織と言われているものを左からご説明いたしますと、まず、「地域自治区 改正地方自治法」というふうに表題にございますけれども、これにつきましては条例で定めるということございまして、すべての市町村で設置できることになっております。

そして、この特徴といたしましては、市町村の全域に区域を分けて設置するということになっておりまして、市町村の一部の区域にだけ設置することはできない。設置をするのであれば、市内全域に設置しなければいけないという特徴がございます。

それから、次の右側の「地域自治区 改正合併特例法、合併新法」というふうにございますけれども、これは1又は2以上の旧市町村単位で設置できることになっておりまして、例えば、相模湖町という単位で設置することも可能ですし、城山町と津久井町の2つの町を合わせて一つの地域自治区を設置することも可能です。これは合併の際に設置するということになっております。

それから、その右側の「合併特例区」というふうにございますけれども、この合併特例区につきましても合併に際して作るものでございますが、特徴といたしましては、特別地方公共団体として法人格を持つものでございます。そして、この地域自治区の長につきましては、任期2年以内の特別職というふうになります。そして、公の施設の設置管理や地域振興イベント等を処理することができるということになっております。

また、この合併特例区に設けます合併特例区協議会におきましては、予算等の重要事項に関する同意権があるということになっております。ただし、この合併特例区につきましては、

設置期間は5年以内ということで、それ以上期間を延長することはできないというふうになっております。

そして、この合併特例区と、その左側の合併特例法による地域自治区におきましては、住居表示の特例がございます。一番下の方に書いてございますけれども、地域自治区の名称を冠する義務というふうになってございまして、例えば、相模湖町に地域自治区を設けまして、あるいは合併特例区を設けまして、その名称を相模湖町とすれば、新市の名称の次に相模湖町が入って、その次に字名というふうなことになります。従いまして、例えばの話でございますが、「津久井郡相模湖町与瀬896番地」が、合併しますと、合併してこの地域自治区なり合併特例区を設けますと、新市の名称が来て、「〇〇市相模湖町与瀬896番地」というふうになるものでございます。ですが、この名称を相模湖区とすれば、「相模湖区」というのが住居表示に入ってくるということでございます。

それでは、地域自治区のイメージを持っていただくために、左から2番目の太線で囲ってあります改正合併特例法による地域自治区について、その次の資料2でご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2、表題に「城山町、津久井町、相模湖町に設置される地域自治区のイメージについて」というふうにございますが、これは現在、企画部会で検討しているものでございます。

旧町の単位で置かれる地域自治区には、総合的な事務所と地域協議会が置かれます。旧町役場に総合的な事務所を置く形になりまして、本庁の出先機関の役割と、それから地域自治区の事務所という2つの機能を持ちます。その所長につきましては、市長が任命いたしまして、指揮監督をする形となっております。

一方、地域協議会ですけれども、その右側でございますが、各地区の代表者、各種団体の代表者、或いは公募で選出された方々などで構成いたしますけれども、市長が選任することになっております。市長の諮問に対して協議を行い、意見を言うという形になります。

また、この地域自治区は、全体といたしまして、協議会と事務所が、右側でございますように、住民や町内会、NPOなどと協働いたしまして、地域のことについて話し合っていくということになるものでございます。

それでは、資料3をご覧くださいと思います。

これは合併に伴う事務イメージの比較でございまして、総合的な事務所は、住民サービス提供機能とまちづくり支援機能を担う出先機関としての事務と、それから戸籍や市税などを扱う身近なサービス、そして地域協議会の庶務を行う自治区の事務を行います。

なお、現在の町役場が行っている政策企画内部管理機能につきましては、新市の本庁へ統合されるという形になります。

また、右側の方の、右上の方の図でございますが、1市3町が合併いたしますと、3町の区域は中核市である相模原市がカバーすることになりますので、図の右上のグレーの部分にありますように、中核市としての事務や県からの移譲事務、福祉事務所のように一般市の事務を行うこととなりますが、どのように県から新市が引き継ぎ、サービスを提供していくかは、今後検討することになります。

それでは、大変恐縮ですが、資料の1ページにお戻りいただきまして、企画部会での検討状況をお知らせいたします。資料の1ページでございます。

まず、基本方針といたしましては、新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するものとしております。新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした合併特例法の規定に基づく地域自治区を設置するとしています。この地域自治区の設置期間につきましては、合併の期日から5年間とするものとしております。

では、なぜ合併特例法の地域自治区なのかということでございますが、補足説明にございますように、合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるため、経過措置として合併特例法の規定に基づく地域自治区を導入することを考えているものでございます。

①といたしまして、地域審議会につきましては、それより機能のしっかりした地域自治組織が法の整備により創設されたため、検討対象から除外するものでございます。

それから、②改正地方自治法による一般制度である地域自治区につきましては、合併を行う段階で全市域全体を区割りし、設置することが困難なため、選択しないものでございます。

それから、③合併特例区は法人格を持つ特別地方公共団体であるため、新市一体となったまちづくりの推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から選択しないこととしております。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思っております。

先程図でご説明しましたように、地域自治区には、地域協議会と事務所という大きな2つの要素がございますが、住民を主体とする地域協議会の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。それから、地域住民に身近な行政サービスを提供する地域自治区の事務所を設置することとしております。

次に、3、地域協議会についてでございますが、前提条件といたしまして、協議で定める

地域協議会の設置等に関する事項は、合併特例法に規定する事項とする。地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、各地域自治区の特徴を生かした運営が可能となるよう配慮することとしております。

次に、②構成員についてですが、地域自治区の住民から市長は選任する。そして、会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。

次に、③定数でございますが、30人以内とする。それから、公募委員を含めるというふうにしております。

それから、④の任期でございますが、2年以内とすることとしております。

それから、⑤報酬につきましては、無報酬とすることとしております。

それから、⑥権限につきましては、恐縮ですが、3ページにいきますけれども、権限につきましては、市長等からの諮問に対する意見具申、それから協議会が必要と思われる事項に関する意見具申となっております。必要と思われる事項とは、当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項を基本とするものでございます。

次に、4番、地域自治区の事務所についてでございますが、この事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌する。それから、地域協議会の庶務を処理する。そして、事務所の長は事務吏員とするということでございます。

次に、5の総合的な事務所等についてでございますが、地域自治区の事務所と本庁の出先機関という役割を持つものでございます。

また、旧町にあります支所、出張所などの出先機関につきましては、事務内容を精査し、住民サービス事務を取扱うものとしております。

以上で、地域自治組織に関する説明を終わります。

○小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方はお願いいたします。

矢越委員。

○矢越委員 相模原の矢越でございます。

まず、正副会長にお尋ねしたいんですけども、この議題なんですけど、前回の合併協議会で、ビジョンの方で中間報告をさせていただいた時点では、地域自治区を設けるという文言を入れたと思いますけれども、それは全市的なものにとというようなことを補足で私は説明したつもりだったんですね。これが企画の方から出てきたということで、全くもってこういうことを私は聞かされておりましたし、ビジョンで出てくるものと相反するとか、全然変わったようなものが出てきているので、これはどういうことなのかなということをお

尋ねたいんですけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 今のお話は、ビジョン委員会とすれば、全市にこういうものを設置するという考えだが、今は、この提案というか、今の報告はそうでないと、こういうことですね。

まだビジョンの方は、私の個人的な考えを言わせていただくと、ビジョンの方の正式な報告もございませんし、それでいこうよということで決まれば、そちらが当然優先されると思いますね、考え方として。ただし、そのビジョンが合併と同時にスタートをするのかどうなのか、そういうこともある、時間のラップが。例えば、ビジョン委員会で全市にこういったものを直ちに、合併と直ちに、同時に自治区を置くということができればいいんですが、できないとすると時間が先に行く。そうすると、そこに空白ができてしまう。もっと具体的に言いますと、城山町、津久井町、相模湖町に空白ができてはいかぬということで、こういうことが考えられているのかなと私は思っておりますけれども。特別に、ビジョン委員会の考えを無視するとかどうか、そんなことはない。そういうことはしていないつもりですが。

○矢越委員 では申し上げますけれども、今まで何かしら、都市内分権ですとか地域自治区、合併特例区という話がこの協議会のメンバーの中で出てきたときには、事務局サイドにしても、正副の会長さんにしましても、それはビジョンの方で、ビジョンの方でというようなことをおっしゃっていたと思うんですね、答弁の中で。にもかかわらず、全然、全くもって私達も知らされないうちにこういうものが出てきたということは、どういうことなんでしょうかということを私は疑問に思うんですけれども。

○小川会長 いや、私はそう矛盾しないと思うんですが、いかがですか。正副会長に質問ですから、我々が答えなくてはいけない。

事務局、何かありますか、このことで。

では、どうぞ、回答してください。

○小林副会長 すみません。回答というよりは、私が1市3町の首長懇で聞いていることでは、相模原市さんは、合併があろうとなかろうと、このいわゆる地域自治組織を相模原市で作られようとして、構想がもうおありだと、そういう話は聞いている訳ですね。ただ、それと、地域自治区とこの合併の特例法による自治区が、今回、空白ができるできないというのは、むしろ、全域に作った方ができない訳ですよ。逆に、これで津久井郡、今は3町ですね。これを地域自治区として作ろうとすれば、相模原には空白ができると、こういう結果になりますね、現実的には。ただ、その時期の問題を会長が言われているだろうと思うんですけれども、ただ、この説明、今の委員の方のご指摘は、要するに、ビジョン委員会で、少なくとも

も全地域に作ろうという前提で来ているのに、これが地域自治区という形で津久井3町に来るのは、ビジョン委員会で検討した前提条件が違うのではないかというご指摘ですよ。そうですね。その辺について、その整合性についてはちょっと私も今すぐ回答できる状況ではないので、率直にそういう感想を述べまして、回答にしたいと思います。

○小川会長 私は、何もそこに齟齬はないと思うんですが、今一度言いますと、ビジョン委員会である姿を出してくださるわけでしょう、これからね。これからって、今やっているわけでしょうが。その実現が、例えば、平成18年3月31日、4月からすばっとスタートできるのかどうなのかね。恐らく無理ではないかということもあって、とりあえずと言うとおかしいんですが、こちらの今説明しているような地域自治区をスタートさせないと、現在の城山、津久井、相模湖町の人たちが納得されないのではないかと思いますので、とりあえずと言うとおかしいんですが、当面、この地域自治区でいくと。そのビジョンというのがまだどんな姿になるのかわかりませんから、ビジョン委員会でいう、その都市内分権が。だから、それがいつ全市的に実現できるかという、それまでは、このような形でいかないと空白ができてしまうのではないかなと思うんですがね。

それとも、あれですか。ビジョン委員会でお考えの都市内分権が、例えば、この城山、津久井、相模湖町で平成18年3月31日にはスタートできそう内容ですか。

○矢越委員 津久井3町、もしくは4町に限りまして、地域自治区というのは絶対に必要かと思うんです、その区割りの方法は別にしましてね。区割りの方法は、旧町村単位でやるのか、全市的にやるのか・・・

○小川会長 それは、今、便宜的にはそういうふうに言っているんですが、あれですよ。

○矢越委員 別にしても・・・

○小川会長 いや、いいですよ。

○矢越委員 何のために、都市みらい研究所とかでも、この都市内分権の研究を2年もされているのかということと、相模原は、実は、非常に大きくなってきているので分割しようと言って、地域のコミュニティをもっともっと中核的に引き上げようというものをやっていると思うんですね。それをなぜできないのか。合併に関しましては18年3月までにできて、自市の、自分の市内を分割することは難しいというのは何でなのかなと、ちょっと私、思うんですけれども、時間的にということである訳ですね。

○小川委員 私は、そのビジョン委員会の考え方をきちんと知らないから、ちょっと軽々に言えませんが、なかなか難しいことだと思いますよ、そういうのは。

では、事務局で。説明してくださいよ。

○田所事務局長 只今の矢越委員長のお話でございますけれども、今説明をさせていただきました都市内分権の関係と申しますか、地域自治区の関係につきましては、次回の協議事項の中にもございますが、協議第30号で「都市内分権と地域審議会等の設置について」という協議事項になってございます。従いまして、都市内分権の中で都市全体の都市内分権のあり方とは別に、当面の都市内分権のあり方と申しますか、合併した場合の分権のあり方等、或いは地域審議会等の設置の関係についてどうするかということで、企画部会の方で検討をいただいているものでございます。

それから、同じ次回の予定でございますけれども、協議事項の31号で、まちづくりの将来ビジョンについてもご報告をいただく予定となっております。私ども事務局の考え方といたしましては、まちづくりの将来ビジョンの中でご検討をいただいております都市内分権、或いは地域自治組織等については、将来ビジョンということで、かなりスパンの長い話の中での議論でございますので、当面、都市内分権として考えられるものとして、企画部会の方で検討をお願いしているということでございます。

なお、これらについて、いずれにいたしましても、矢越委員長からお話のとおり、齟齬があつてはならない話になりますので、そこは次回までに十分調整をさせていただいた上で、ご報告できるような形を考えさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小川会長 いかがですか。よろしいですか。

○矢越委員 わかりました。それでは、この協議の順番なんですけれども、番号はそのままで結構ですけれども、ビジョンを先に上げていただけますでしょうか。

○小川会長 いつですか、今日。

○矢越委員 いや、次回です。

○小川会長 次回ですか。

○矢越委員 はい。

○小川会長 次回のことですか。

○矢越委員 ええ。

○小川会長 次回については後程またお諮りしますので、次回の協議の内容、順番等につきましては。そのときによろしくお願いたします。

他にございませんでしょうか。

企画部会長、どうぞ。

○宮崎企画部会長 これは、よくお読みいただきたいんですけども、基本方針の初めに、新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するという考え方なんです。ただ、それをやっていきますと、例えば、18年4月から、一番早くいった場合ですね。津久井3町さんは、大きな都市の中で、町から上の制度がなくなる。議会制度がなくなる。これでは、民主主義というか、自分たちの自治はどうなるんだと、いろいろご心配かと思うんです。ですから、行政がいかに近くあるかということを見ると、当面、早くこの制度を取り入れた方がいいだろうということで、企画部会としては津久井3町さんの場合はこうしたい。

市全体のことについては、今、中央集権から地方分権になった時代です。地方分権の市の中では都市内分権が叫ばれている訳です。特に、相模原市なんかは60万人を超えていますから、合併に関係なく、都市内分権をどうしていったらいいかというテーマで、今、都市みらい研究所が研究しています。ただ、それも、今回のように、町役場という、あるいは地域という単位が非常にすっきりしていればいいんですけども、相模原の場合、6万のところに出張所があったり、3万があったり、いろいろあります。ですから、それをどう展開していったらいいか、非常に悩ましい問題もありますので、少し時間がかかるだろうなと思っています。

ですから、いずれにしても、新都市建設構想でご提案いただいたその案は尊重して考えさせていただきますことになると思いますけれども、当面の対策としてはこれを提案させていただく、こういうことをございます。

以上でございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

では、矢越さん、どうぞ。

○矢越委員 すみません、おっしゃっていることはわかるんですけども、5年を目途に検討するということは、もしかしたら、検討したというだけで、そのままないがしろにされてしまうのではないかという懸念もあるんです、はっきり申し上げまして。それでいろいろなことを申し上げたんですけども、何せ津久井4町なり3町のところに地域自治区を作ること、を反対している訳ではないんですけども、ですから、その辺を踏まえて、もう一度ご検討をいただきたいと思います。私どももまだ委員会2回ございますので、検討はしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

ございませんようですので、次に移らせていただきます。

(3) ですが、「第6回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について」でございます。並びに、(4)の「今後の協議会開催日程について」、事務局から一括して説明をいたさせます。

田所事務局長。

□その他(3) 第6回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について

□その他(4) 今後の協議会開催日程について

○田所事務局長 恐れ入ります、資料の194ページ、最終ページになりますが、こちらの方をご覧いただきたいと存じます。

第6回の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、16年9月21日に開催予定でございます。

なお、こちらの印刷の方の時間が午後2時というふうになってはいますが、時間は午後3時からということで、訂正を、恐縮でございますが、お願いをしたいと思います。16年9月21日午後3時から開催の予定でございます。場所につきましては、津久井町の生涯学習センター体育館の予定でございます。

それから、議事につきましては、先程協議第4号の「新市の名称」及び協議13号の「慣行の取扱い」につきまして、継続協議となつてございますので、その継続協議を含むことになるというふうに考えてございます。

それから、先程矢越委員長の方からお話ございましたが、協議順でございますけれども、この協議順については調整をさせていただきたいと考えております。

それから、(4)の今後の協議会の開催日程についてでございますけれども、今、第7回の本合併協議会につきまして日程を調整してございまして、現段階では、10月18日の午後、第7回が開催できればということで検討をいたしております。

なお、場所につきましては、現在、まだ確保できてございませんので、この場所等、確定次第、またお知らせをさせていただければというふうに考えてございます。

それから、その他の関係の日程でございますけれども、合併協議会の事務局といたしまして、今後、シンポジウムの開催を現在計画いたしております。10月16日、それから10

月20日、それから10月23日の3日間、協議会事務局としてシンポジウムを開催の予定でございます。いずれも午後7時から。場所につきましては、10月16日が相模原南の市民ホール、それから10月20日が相模原市の杜のホール、それから10月23日につきましては相模湖交流センターを今予定いたしております。

以上、シンポジウムについての予定の説明でございます。

今後の日程等につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○小川会長 以上でございますが、何かございますか、ご質問等。

ないようでございますので、その他で、今全て終わった訳ですね。その他で予め用意された事項は以上でございますが、その他、事務局から何かございますか。

○田所事務局長 特にございません。

○小川会長 特に無いようでございますので、以上で、次第の4、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの先生方から一言ずつご講評なりをいただければ幸いと存じます。

初めに、吉田先生からお願いいたします。

○吉田アドバイザー 2点ほど、ちょっと気になっていることがありますので、お話ししたいと思います。

1点は、先程の地域自治区のかかわりなんですけど、先程、なぜ全市一斉にできないかという、そこが疑問だと。そのとおりでと思うんですが、ただ、これは、私が考えました地域自治区というのは、これはコミュニティ自治の拠点として、そういう面でいえば、市民の意識のまとまりと申しますか、そういうものをどう区割りしていくのかという難しい課題を含むわけですね。或いは、その広さは、小学校区にするのか、中学校区にするのか、或いは今回の合併のように旧町単位にするのかというふうな形で、実はいろいろ、今回の合併と同様に、複雑な問題が出てくるという面がありますので、それで今回の案では、まず、3町から地域自治区を作っていくというふうなスタンスになったのではないかなという感じがする訳ですが、ただ、最終的には、先程もお話がありましたように、相模原市は以前から都市内分権というものについて取り組んできておりますので、最終的には、いずれにしても、先程まちづくり将来ビジョンの矢越さんでしようかがお話のように、最終的には全市的にそういう市民の自治拠点が設けられるというふうな方向になってくるのではないかなというふうな感じもします。

それからもう1点なんですが、今回も先送りされた訳ですが、慎重に検討するというところで、新しい市名ということですね。先程も申し上げましたが、私は、この1市3町の方々というのは非常にインテリジェンスが高いと思っております、そういう面では、市民の方々は、この協議会での運営や決定というようなものをかなり冷静な目で見ている、評価しているのではないかなという感じがする訳ですね。そういう面では、やはり大事なことは何回も審議するというのはそのとおりなんですが、そろそろ次回あたりで結論を出すということが、市民のそういう目にこたえることになるということになるかなというように感じて、ちょっと皆さんの意見を伺っております、そういう考えで、是非次回あたりで少し決めていかれたらよろしいのではないかなという、私ども、そういう面では市民の期待にこたえることになるのではないかなと思う訳ですね。

先ほども言いましたが、私は大きく3つの点を考えておまして、1つは、やはりこの1市3町の中心都市を作ってきた人たち、担ってきた人たち。先程津久井の町長、天野町長さんにお聞きしましたら、実は、津久井からも又は城山からも、相模湖からも、この相模原という地域に移り住んで相模原を作ってきた、そういう歴史があるというなお話をされていましたが、いずれにしても、そういう歴史というものはやはりしっかり踏まえていく必要があるだろうと。従って、また全国の合併の例も、今回のようなケースは、殆ど編入する市の市名を新市名にするというふうな形になっておりますので、1つはその点ですね。

それともう1点は、先程も触れましたが、「相模原」という名前を無くしてしまっているんでしょうかということですね。3町の名前は残るけれども、「相模原」という名前はなくすということは、これは、相模原市民に対して、十分市民に納得していただく、或いは説得するものにできるようなものになるのかなという感じも私はしております、そうしますとなかなか難しいのではないかなというのが私の考えていることである訳ですが、少なくともその2点あたりは十分お考えいただいて、判断された方が望ましいのではないかなという、そんなふうな感じで受けとめております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

次に、辻先生、お願いいたします。

○辻アドバイザー 私の方は、大きく、今議論がありました都市内分権の件ですね。これは3点だけ言及したいんですが、1つは、私は相模原の都市経営ビジョンの策定委員会の委員もしておりますが、これは、少なくとも、やはり今ありましたように真摯に非常に検討してい

ますので、現行体制が続く限りは必ず設置されるというふうに私は信じています。

それから2番目に、他でも、他の自治基本条例等によって自治区的なものを設けているところができつつありますが、これらで重要なことは住民との関係ですので、行政が一方的につくると宣言して形式的に作っても、なかなかやはり根付きません。ですから、少しやはり全市的なものについては時間がかかると。時間をかけて十分やっていかなければならないということがやはりあると思います。

それから3番目に、特に相模原市の場合は、将来の政令指定都市ということも考えて、この区を設定するということになると思いますので、今、政令指定都市に関しましては、区については大きく15万から10万ぐらいで作るといような流れと、一応行政区はあるけれども、それから更に下に、小学校区ぐらいで小さい区を作っていこうという2つの流れがありまして、どちらがいいかというのはよくわからないんですね。さいたま市も、3市合併で政令指定都市になりましたが、最初はやはり合併だけで協議をしてとりあえずやって、その後、期間を置いて、指定都市移行のための区の設置を議論しております。相模原市の場合はこれよりももうちょっと難しい議論になると思いますので、やはり拙速は避けて、今回方針に示された、5年以内という一つの期限の中で全市的なものを考えるというのが私は妥当ではないかというふうに思います。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。



◎閉 会

○小川会長 それでは、以上でございますが、閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、小林副会長さんより閉会のごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小林副会長 任意協議会の委員の皆さん、どうも大変、長時間ご苦労さまでした。この任意協議会の開催に当たりましては、各専門部会、或いは幹事会等でいろいろ議論されているわけですが、一般論として、新設合併の場合は2年、22カ月ぐらい期間が必要だろう。そして、編入合併の場合には1年3カ月、15カ月ぐらい必要だと言われる中で、かなり短縮して、濃縮した期間でされていますので、いわば半分ぐらいの期間でされていますので、

その分、専門委員の方、或いは幹事会の皆様のご苦勞は特に多いと思いますけれども、任意協議会の皆さんも含めて、今日はいろいろと慎重な議論が行われまして、ご苦勞様でした。

これをもちまして閉会といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第5回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして熱心なご協議、ありがとうございます。

閉会 午後5時48分

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成16年10月5日

会議録署名人 小 林 一 郎

会議録署名人 菊 地 原 一 朗